

# 橋本市環境基本計画（第二次）

平成 30 年 3 月

橋 本 市

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画の目的と背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 対象とする環境の範囲	3
5. 計画の構成	4
第2章 橋本市の環境の現況	5
1. 橋本市の概況	5
2. 自然環境の現況	7
3. 生活環境の現況	11
4. 快適環境の現況	17
5. 地球環境の現況	20
第3章 環境課題と橋本市が目指すべき方向性	24
1. 橋本市の環境課題	24
2. 環境目標の設定に向けた視点	26
第4章 橋本市の環境目標	28
1. 目指すべき目標像	28
2. 基本目標	29
3. 基本施策の体系	30
第5章 目標実現に向けた取り組み	32
1. 豊かな水や緑を守り育てていくまちづくり	32
2. 健康で安心して暮らせるまちづくり	35
3. 快適さと豊かさを感じるまちづくり	38
4. 未来のためにできることから始めるまちづくり	41
第6章 計画の推進体制と進行管理	45
1. 計画の推進体制	45
2. 計画の進行管理	46
3. 進行管理指標	47

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の目的と背景

環境基本計画とは、「橋本市環境保全条例」第 10 条の規定に基づき定める計画であり、橋本市が環境自治として必要な総合的な環境施策の指針を明らかにするために定めるものです。

橋本市では、2008 年（平成 20 年）に「橋本市環境基本計画（以下、「前計画」とします。）」を策定し、様々な環境保全に向けた取り組みを推進してきましたが、生物多様性の低下や廃棄物排出量の増大、地球温暖化の進行、東日本大震災後の電源構成の変化など環境をめぐる社会情勢が大きく変化してきたことから、これから将来にわたり、橋本市が環境自治を行う上で必要となる総合的な環境施策の指針を明らかにするため新たな環境基本計画（以下、「本計画」とします。）を策定することとしました。

### 前計画策定後の主要な環境をめぐる社会情勢の変化

地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ IPCC 第 5 次評価報告書により、気候システムの温暖化に疑う余地はなく、20 世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間の影響による可能性が極めて高いと発表されました。</li><li>▶ 地球温暖化対策のさらなる推進に向け、2015 年（平成 27 年）12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で 2020 年以降の温暖化対策に関する国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。</li></ul>
東日本大震災後の電源構成の変化	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 2011 年度（平成 23 年度）に発生した福島第一原子力発電所事故により、原子力発電の安全性に対する懸念が高まり、結果として日本の全ての原子力発電所の稼働が順次停止されました。</li><li>▶ 原子力発電所稼働停止による電力不足を補うため、火力発電所の再稼働・増設が行われ、2014 年度（平成 26 年度）における日本国内の電力源のうち火力発電が占める割合は約 88%と大幅な増加となりました。一方、風力、地熱、太陽光などの新エネの占める割合は約 3%に留まっています。</li></ul>
循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 経済成長と人口増加に伴う廃棄物排出量が増大しており、2050 年の世界全体の廃棄物発生量は、2010 年（平成 22 年）の 2 倍以上となると予測されています。</li><li>▶ わが国では、新たに投入される天然資源の量は減少、リサイクル（再生利用）される物質の量は増加し、省資源型への移行が進みつつありますが、リデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）の取り組みが遅れているほか、廃棄物等から有用資源を回収する取り組みも十分に行われていない状況にあります。</li></ul>
生物多様性の保全に向けた新たな目標の提示	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 2002 年（平成 14 年）の COP6 で採択された「生物多様性条約戦略計画」が 2010 年（平成 22 年）で目標年次を迎えたことから、COP10 では 2011 年（平成 23 年）から 2020 年（平成 32 年）の世界目標となる新戦略計画（愛知目標）が採択されました。</li><li>▶ 「愛知目標」では生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施することを目的に 20 の個別目標が定められました。</li></ul>
その他の社会情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 2009 年（平成 21 年）に、微小粒子状物質による大気の汚染に関わる環境基準が公示されました。</li><li>▶ 2012 年（平成 24 年）に、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が施行され、環境問題に関わる「協働」の位置づけが明確化されました。</li><li>▶ 2012 年（平成 24 年）に、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」が施行され、コンパクトなまちづくりの方向性が示されました。</li><li>▶ 2015 年（平成 27 年）に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が施行されました。</li></ul>

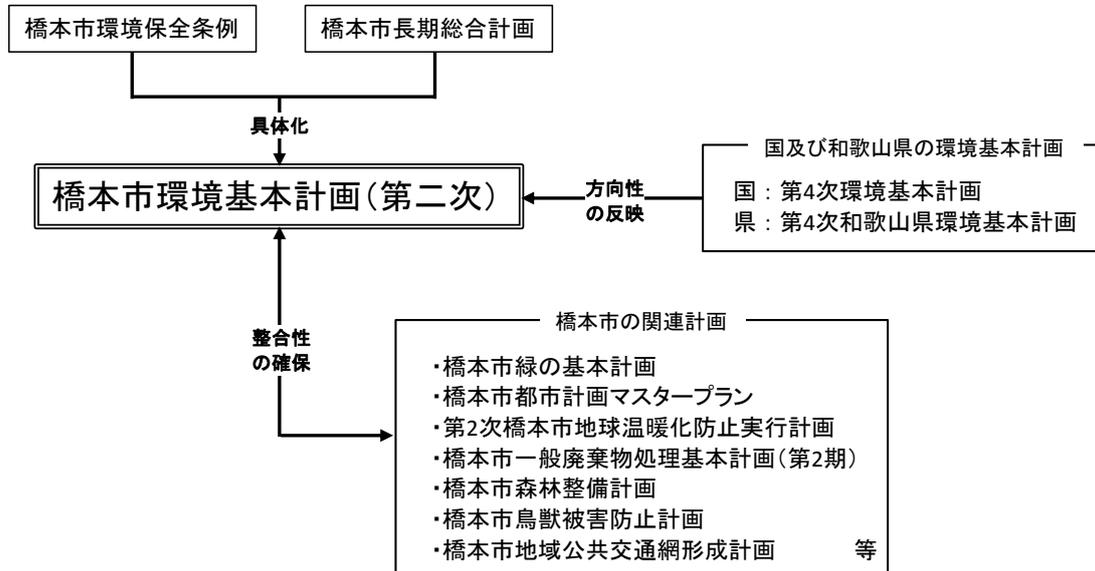
前計画策定後に施行・策定された法令や計画等

2008 (H20)	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生物多様性基本法施行</li> <li>▶ 第二次循環型社会形成推進基本計画策定</li> </ul>
	橋本市の動き	▶ 橋本市環境基本計画（第一次）策定
2009 (H21)	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行</li> <li>▶ 微小粒子状物質に係る環境基準の設定</li> </ul>
	県の主な動き	▶ 和歌山県景観計画策定
2010 (H22)	国の主な動き	▶ 生物多様性国家戦略 2010 策定
※東日本大震災発生		
2011 (H23)	橋本市の動き	▶ 橋本市一般廃棄物処理基本計画（第1期）改定
2012 (H24)	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 再生可能エネルギー特別措置法施行</li> <li>▶ 第四次環境基本計画策定</li> <li>▶ 生物多様性国家戦略 2012-2020 策定</li> <li>▶ 環境教育等促進法施行</li> <li>▶ エコまち法施行</li> </ul>
	橋本市の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小型家電リサイクル法施行</li> <li>▶ 第三次循環型社会形成推進基本計画策定</li> <li>▶ 地球温暖化対策推進法改正（三ふっ化窒素を温室効果ガスに追加）</li> </ul>
2013 (H25)	橋本市の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 橋本市長期総合計画後期基本計画策定</li> <li>▶ 橋本市緑の基本計画策定</li> <li>▶ 橋本市都市計画マスタープラン策定</li> <li>▶ 第2次橋本市地球温暖化防止実行計画策定</li> </ul>
	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ エネルギー基本計画（第四次）策定</li> <li>▶ 水循環基本法公布</li> </ul>
2014 (H26)	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ エネルギー基本計画（第四次）策定</li> <li>▶ 水循環基本法公布</li> </ul>
	橋本市の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 橋本市長期総合計画後期基本計画策定</li> <li>▶ 橋本市緑の基本計画策定</li> <li>▶ 橋本市都市計画マスタープラン策定</li> <li>▶ 第2次橋本市地球温暖化防止実行計画策定</li> </ul>
2015 (H27)	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ パリ協定</li> <li>▶ 2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標（日本の約束草案）決定</li> <li>▶ 鳥獣保護法改正</li> <li>▶ 水循環基本計画策定</li> <li>▶ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針</li> <li>▶ フロン排出抑制法施行</li> </ul>
	橋本市の動き	▶ 地球温暖化対策計画策定
2016 (H28)	県の主な動き	▶ 第4次和歌山県環境基本計画策定
	橋本市の動き	▶ 橋本市一般廃棄物処理基本計画（第2期）策定
2017 (H29)	国の主な動き	▶ 建築物省エネ法施行
	県の主な動き	▶ 和歌山県景観計画（一部変更）
2018 (H30)	橋本市の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 橋本市森林整備計画策定</li> <li>▶ 橋本市鳥獣被害防止計画策定</li> <li>▶ 橋本市地域公共交通網形成計画策定</li> </ul>
	橋本市の動き	▶ 第2次橋本市長期総合計画策定

## 2. 計画の位置づけ

本計画は「橋本市長期総合計画」を環境面から補完し具体化するものとして策定します。  
また、前計画の基本的な考え方と取り組みを継承するとともに、関連計画との整合を図ることで、市の計画として一貫性のあるものを目指します。

### 本計画の位置づけ



## 3. 計画の期間

計画の期間は2018年度（平成30年度）から2027年度までの10年間とします。  
計画の推進にあたっては、進捗状況を点検するとともに、地域経済・社会の変化や市の制度整備などの動向に合わせて、適宜見直しを行うこととします。

## 4. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、前計画の環境分野を引き継ぎ「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」の4分野とします。

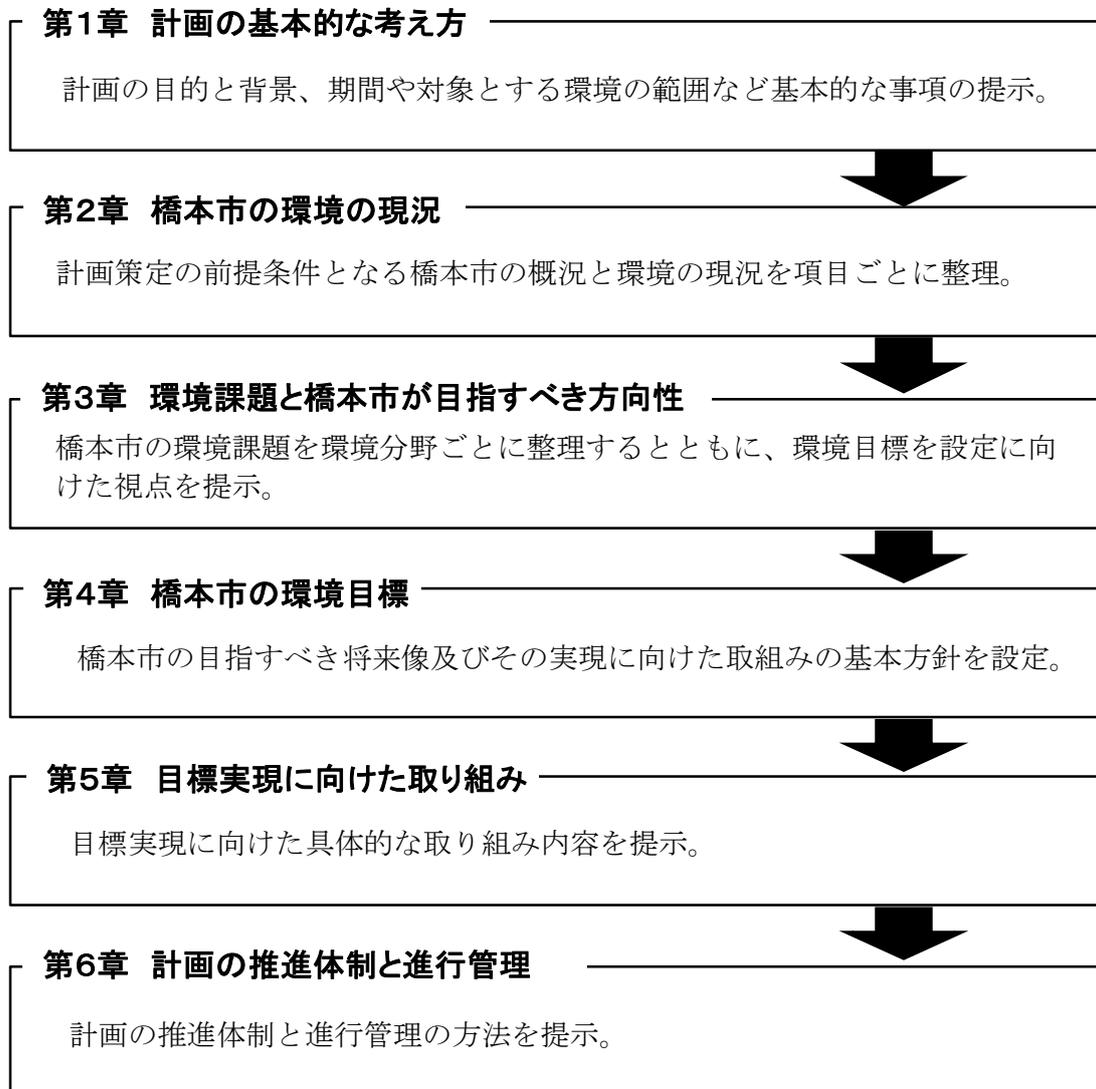
### 対象とする環境の範囲

環境の分野	分野を構成する要素
自然環境	動植物や生態系に関わる分野です。地域の豊かな自然の保全・創出などに関わるような要素を含みます。
生活環境	日常の生活活動に関わる分野です。都市化やそれに伴う様々な事象で、健康や安全、公園・緑地などに関わるような要素を含みます。
快適環境	生活にやすらぎと潤いを与える分野です。環境美化や景観、歴史・文化などに関わるような要素を含みます。
地球環境	地域や国を超えたグローバルな視点に立った分野です。資源循環や地球温暖化など生活の身近な行動が与える地球への負荷に関わるような要素を含みます。

## 5. 計画の構成

本計画の構成及び各章の内容を以下に示します。

### 計画の構成



## 第2章 橋本市の環境の現況

本章では、橋本市の概況及び環境の各分野の現況を既存資料及び「橋本市環境に関する意識調査（以下、「意識調査」とします。）」を基に整理しました。

### 1. 橋本市の概況

#### 1) 位置

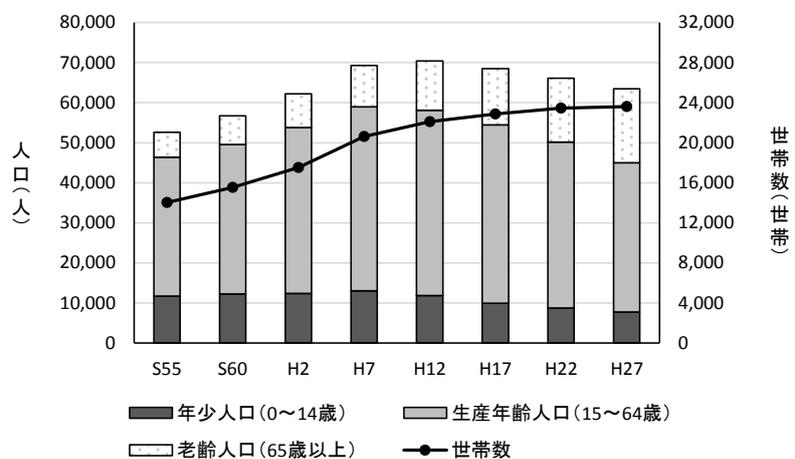
本市は、和歌山県の北東端、紀伊半島のほぼ中央に位置し、和歌山市中心部、大阪市中心部への距離は、直線とともに約 40 km です。また、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南は九度山町と高野町、西はかつらぎ町に接しています。

#### 2) 人口

国勢調査によると橋本市の人口は、2000 年（平成 12 年）以降減少傾向にあり、2015 年度（平成 27 年度）で 63,448 人となっています。また、世帯数は増加傾向にあり、2015 年度（平成 27 年度）では 23,626 世帯となっています。

年齢構成別に見ると、年少人口、生産年齢人口が減少を続ける一方、高齢人口の増加が進んでおり、少子高齢化の傾向が顕著に現れています。

#### ● 人口及び世帯数の推移



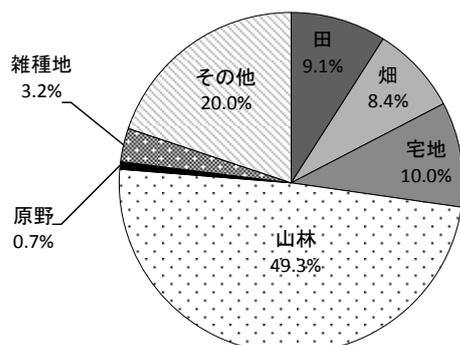
出典：国勢調査

#### 3) 土地利用

市域の約半分が山林として利用されており、次いで多いのが宅地となっています。

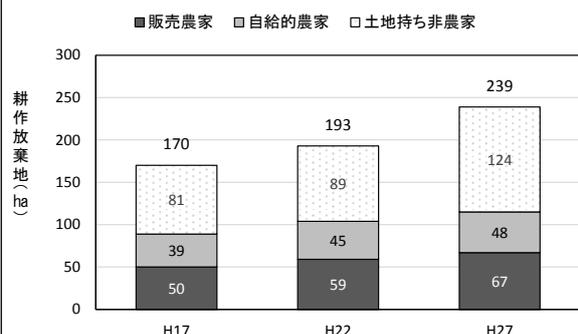
約 2 割の土地は田、畑として利用されていますが、これらの土地では耕作放棄地の増加が問題となっています。

#### ● 土地利用状況 (H28)



出典：和歌山県統計年鑑 (H28)

#### ● 耕作放棄地の推移



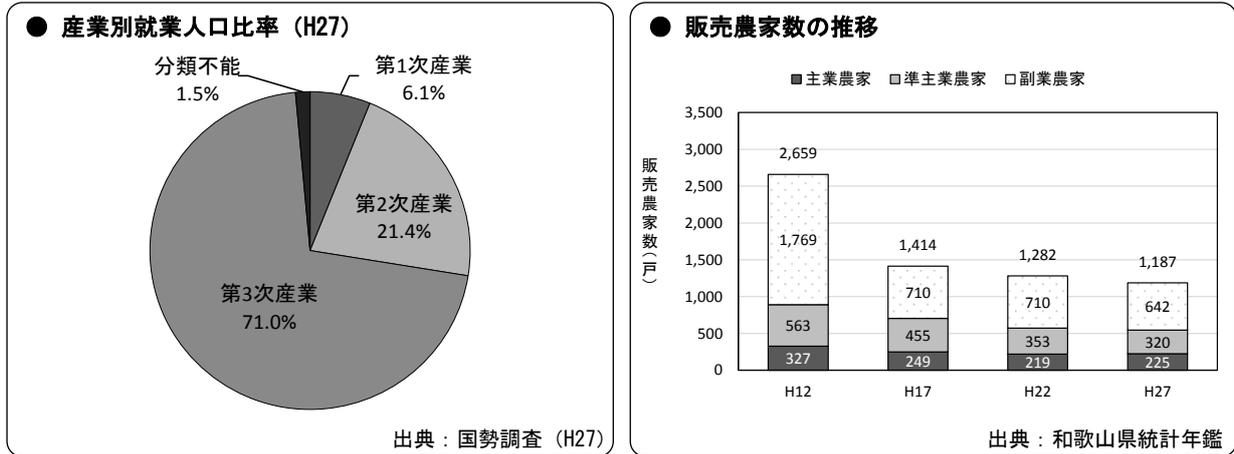
出典：農林業センサス

#### 4) 産業

国勢調査によると、本市の就業人口は、全体で 29,434 人であり、このうち 6.1%が農林業などの第 1 次産業、21.4%が建設業や製造業などの第 2 次産業、71.0%が卸売・小売業やサービス業などの第 3 次産業となっています。

販売農家数は減少傾向にあり、2015 年度（平成 27 年度）では 1,187 戸となっています。

また、林業従事者は高齢化や後継者の不在など、担い手の不足が進んでいる状態にあります。



#### 5) 交通

橋本市の交通網は、国道 24 号、国道 370 号、国道 371 号及びその他の県道や市道などで構成される道路網と、市の中央を横断する高規格幹線道路である京奈和自動車道を中心に構成されています。

また、公共交通として、鉄道、民間バス、コミュニティバスなどが運行していますが、いずれの交通機関でも利用者の減少が続いている状況にあります。

**● 公共交通機関と利用状況等**

交通機関	利用状況等
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 南海高野線、JR 和歌山線の 2 路線が市内を運行しています。</li> <li>➢ 市内に存在する駅は、南海高野線が 6 駅、JR 和歌山線が 5 駅となっています。</li> <li>➢ いずれの駅も利用者数は減少傾向にあります。</li> </ul>
民間バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 南海りんかんバスが市内を運行しています。</li> <li>➢ 利用者は、一日に約 2,900 人程度となっています。</li> <li>➢ 利用者数は減少傾向にあり、赤字路線が多数存在しています。</li> </ul>
コミュニティバス	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 4 ルート運行しています。</li> <li>➢ 主に橋本駅周辺・城山台・市民病院等を中心に、一日に約 200 人程度が利用しています。</li> <li>➢ 施策に応じて本数等を増加した結果、収支率が低下するとともに、利用率も低迷しています。</li> <li>➢ 国庫補助が削減されて、市の負担が増大しています。</li> </ul>

出典：橋本市地域公共交通網形成計画

## 2. 自然環境の現況

### 1) 植生

橋本市の植生は、市域北部の丘陵部及び市域南部の山地におけるスギ、ヒノキ、サワラなどの常緑針葉樹林と、市域中央部の水田雑草群落を中心に構成されています。

市域南部には、モチツツジ－アカマツ群集が見られるとともに、市全域にはコナラ群落などの広葉樹林も点在しています。

### 2) 森林

市域南部および北部に広がる山林は橋本市の総面積の約 50%を占めており、このうち 65%が人工林となっています。

人工林のうちの 85%は、木材として利用可能な成熟した樹齢 50 年以上の林木で占められていますが、林業従事者の不足により伐採利用は進んでおらず、森林環境の悪化が懸念されています。

### 3) 農地

本市には、多くの果樹園が点在しており、カキ、ミカン、ブドウ、スモモなどの果実が栽培されています。これらは、農業生産の場であるとともに、生物の生息・生育環境としても重要な役割を果たしています。

しかし、近年は離農や農業従事者の高齢化などによる、耕作放棄地の増加が問題となっており、農地を巡る生態系の衰退が懸念されています。

これらの問題に対して、市では市民農園の開設による耕作放棄地の有効活用を進めています。

市民農園は現在市内に 13 ヶ所存在し、総面積は 12,275 m<sup>2</sup>、利用率は 2016 年度（平成 28 年度）時点で 9 割を超える状況となっています。

### 4) 里地・里山（中山間地域）

本市の里地・里山（中山間地域）は、生物多様性の保全上重要な役割を担うとともに、周辺の身近な自然とのふれあいの場として欠かせない地域です。しかし、近年里地・里山の多くは人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで大きな環境変化を受けており、荒廃などが危惧されています。

## 5) 有害鳥獣・特定外来生物

イノシシ、シカ、アライグマなどによる農林水産物被害が増加しているほか、住宅地など市内の各所で毒グモの一種であるセアカゴケグモやスズメバチなど人に直接的な被害を与える恐れのある生物の生息が確認されています。

また、アライグマやセアカゴケグモなどは特定外来生物に指定されており、人への被害のほか、生態系への影響が懸念されています。

本市では、有害鳥獣による被害防止に向けて、猟友会や農家と協働した防除・駆除を進めていますが、農林水産物への被害は続いており、被害額は年々増加傾向にあります。

## 6) 重要な種

「保全上重要なわかやまの自然－和歌山県レッドデータブック－2012年改訂版（以下、「和歌山県レッドデータブック」とします。）」によると、橋本市及びその周辺に生息・生育している可能性のある種は494種（動物：146種、植物：348種）であるとされています。

このうち、絶滅危惧種に指定されている種（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類に指定されている種）としては、哺乳類では、ウサギコウモリ、ニホンモモンガ、ツキノワグマなどの5種、鳥類では、ミゾゴイ、クマタカ、アカショウビンなどの31種、両生類では、ニホンアカガエルの1種、昆虫類等では、アオヤンマ、ヒメタイコウチ、ゲンゴロウなどの9種、魚類では、アブラボテ、イチモンジタナゴ、ナガレホトケドジョウなどの9種、貝類（陸産・淡水産）では、カワネジガイ、ケハダビロウドマイマイ、ヒメビロウドマイマイの3種、維管束植物では、テツホシダ、ミズオオバコ、タコノアシなどの284種となっています。

### ● 和歌山県レッドデータブック掲載種

		和歌山県レッドデータブック掲載種（※）					
		EX	CR+EN	VU	NT	DD	SI
陸上動物	哺乳類	-	2	3	5	1	-
	鳥類	-	14	17	18	-	-
	爬虫類	-	-	-	-	-	-
	両生類	-	1	-	8	-	-
	昆虫類等	-	5	4	29	1	4
	魚類	-	5	4	7	2	3
	貝類（陸産・淡水産）	-	2	1	4	-	6
陸上植物	維管束植物	-	202	82	62	2	-
合計		-	231	111	133	6	13

※ 「(仮称)あやの台北部用地整備事業環境影響評価方法書」より和歌山県レッドデータブックに記載されている「橋本市に分布情報がある種」、「紀北に分布する種」、「県下各地に分布する種」、「及び分布不明種（非公開含む）」を抽出。なお、希少性カテゴリー表示は以下に示す通り。

EX（絶滅）：県内ではすでに絶滅したと考えられる種（野生絶滅を含む）。

CR+EN（絶滅危惧Ⅰ類）：絶滅の危機に瀕している種。

VU（絶滅危惧Ⅱ類）：絶滅の危機が増大している種。

NT（準絶滅危惧）：存続基盤が脆弱な種。

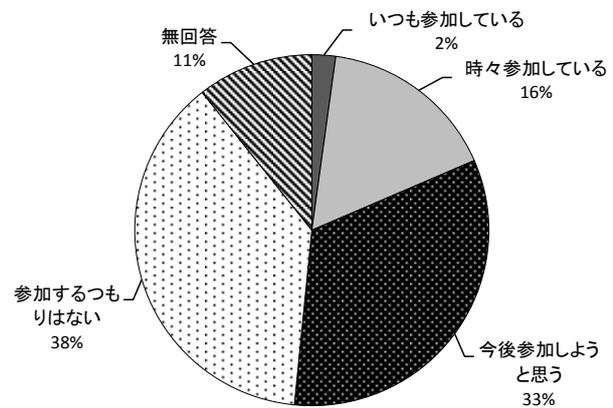
DD（情報不足）：評価するだけの情報が不足している種。

SI（学術的重要）：分布または生態系の特性において学術的に価値を有する種。

## 7) 環境学習

本市では、自然観察会や体験学習会など、市の特性である豊かな自然環境を活用した学習の場と機会の提供を行っており、意識調査の結果によると、約2割の市民がこれらの自然環境に関するイベントに参加している（「いつも参加している」、「時々参加している」と回答しており、約3割の市民が参加の意思がある（「今後参加しようと思う」と回答しています。

● 環境関連イベントへの市民の参加状況（H29）



出典：意識調査（H29）

## 8) 自然環境に係る市の主な取り組み

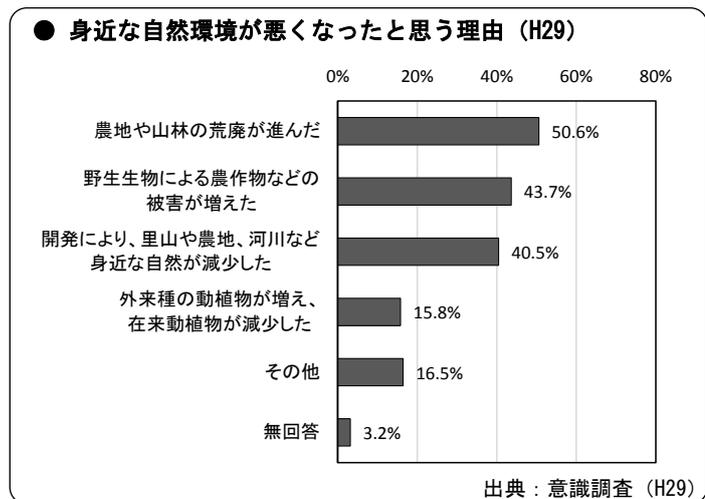
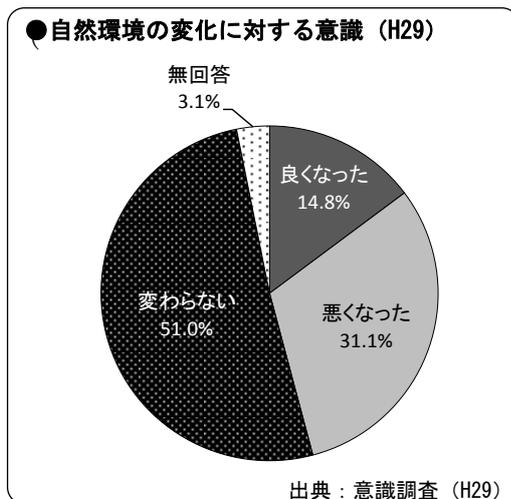
前計画策定以降の自然環境に係る主な取り組みを以下に示します。

前計画の個別目標	前計画策定後の主な取り組み
動植物の生息・生育空間を保全しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮できるよう、森林整備を行いました。</li> <li>➤ 県林業労働力確保支援センターと協働して森林組合等林業事業者の育成を進めました。</li> <li>➤ 農地やため池等の保安全管理の推進に向けた活動を実施した地域に対して補助金を交付しました。</li> <li>➤ 地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的とした農地利用状況の点検を行いました。</li> <li>➤ 猟友会や農家と協働して有害鳥獣の防除・駆除を進めました。</li> <li>➤ 広報等を用いて特定外来生物に関する周知・啓発を行いました。</li> </ul>
自然を思いやる気持ちを大切にしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市民農園を展開し、市民が農業にふれあう機会の創出に努めました。</li> <li>➤ 田植え体験や森林学習（「元気な森の子」事業）など学校教育における自然体験プログラム実施に向けた支援を行いました。</li> <li>➤ 小学生や一般市民を対象に「橋本市運動公園ひだまりの郷 郷土の森」で自然観察会、体験学習を行いました。</li> <li>➤ 夏季自然体験学習（「子ども冒険村」事業）を実施しています。</li> <li>➤ その他、「野鳥観察ツアー」や「ビオトープ・自然観察ツアー」など地域の自然を活用したイベントを開催しました。</li> </ul>

## 9) 自然環境に関する市民の意識

意識調査において、現在とおよそ10年前を比較して、自然環境がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の51.0%、次いで多いのが「悪くなった」の31.1%、「良くなった」は14.8%という結果になりました。

また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「農地や山林の荒廃が進んだ」、「野生生物による農作物などの被害が増えた」、「開発により、里山や農地、河川など身近な自然が減少した」が多い傾向にありました。「その他」としては、河川環境の悪化や、ホタルや以前は見られた動植物が見られなくなったなど生物多様性の衰退などを悪化の理由とする意見が見られました。また、管理不全などによる里地・里山の荒廃を危惧する声もありました。



### 3. 生活環境の現況

#### 1) 公害苦情件数

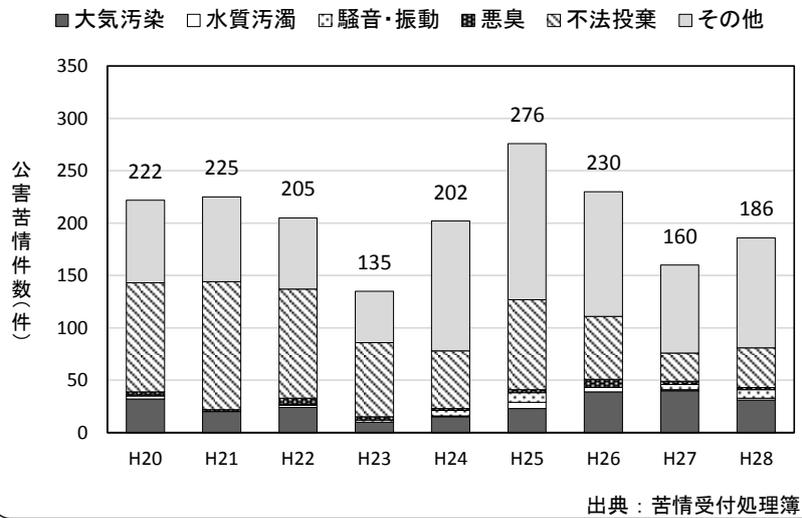
公害苦情件数は年度による多寡はあるものの、約 200 件前後で推移しており、2016 年度（平成 28 年度）に市民から寄せられた公害に関する苦情の件数は 186 件でした。

このうち最も多いのは不法投棄に関わるもので、次いで多いのが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「橋本市環境保全条例」の規定により禁止されている野焼き（例外として、適法な焼却施設を用いての焼却、

公益上・社会慣例上やむを得ない廃棄物の焼却、農林業を営む上でやむを得ない焼却を除く（以下、「不適切な野焼き」とします。)) を含む大気汚染に関わるものでした。

また、その他の苦情の内容としては、空き地などでの雑草の繁茂、ペットや野良猫によるふん害や害虫の発生などとなっています。

● 橋本市役所に寄せられた公害苦情件数の推移



#### 2) 大気

伊都総合庁舎及び橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）での大気測定の結果は、全ての測定項目で環境基準を下回っています。

一方、野焼きによる苦情が多数発生しており、市ではこれらに対して、巡回による未然防止や指導を行うとともに、通報を受理した野焼きについては、不適切な野焼きか否かを判断した上で指導、または程度に応じて消防・警察などの他機関と連携を図り対処していますが、不適切な野焼きは現在も発生している状況にあります。

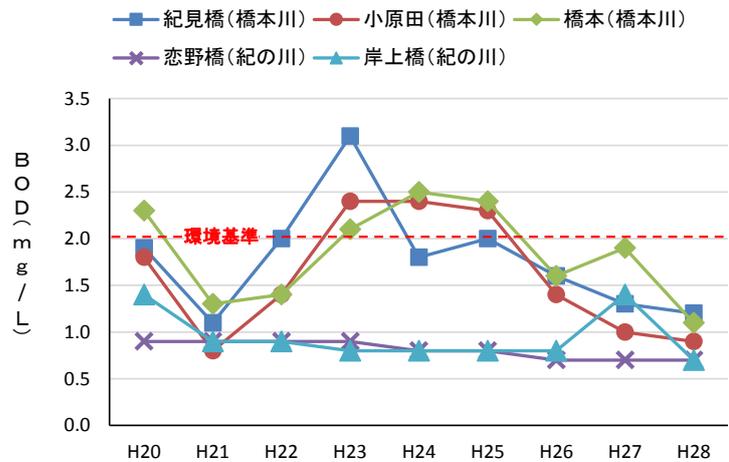
### 3) 水質

紀の川 2 地点、橋本川 3 地点の合計 5 地点での水質測定の結果によると、河川の汚濁を示す指標の 1 つである、BOD（生物化学的酸素要求量）は、橋本川では環境基準を超過する年度が時折見られるものの、概ね環境基準以下を維持しています。

生活排水処理人口は 2016 年度（平成 28 年度）では 64,150 人となっており、汚水衛生処理率（公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設により衛生的に汚水処理を行っている人口の割合。）は 83% となっています。

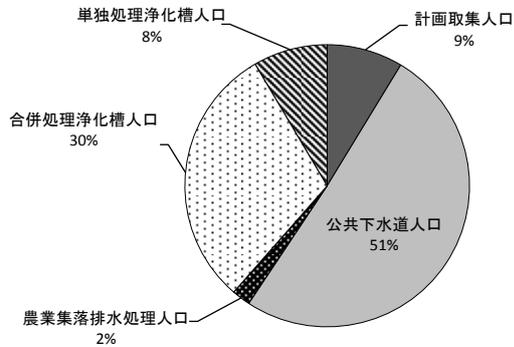
また、本市では、下水道工事予定箇所世帯を対象とした接続助成金の交付や、下水道工事等説明会の開催、下水道処理地域における早期接続の啓発などを行っており、し尿及び生活雑排水の水洗化率（公共下水道を利用できる地域に住んでいる人の内、公共下水道に接続している人の割合）は増加傾向にあります。

● BOD（生物化学的酸素要求量）測定値の推移



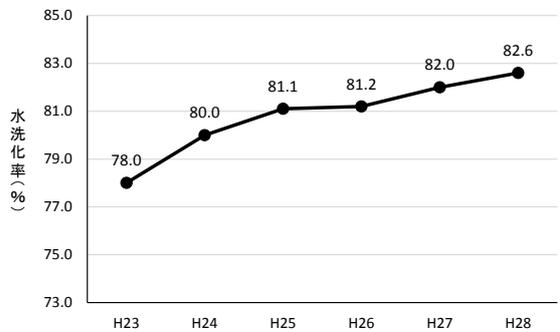
出典：和歌山県環境白書

● 生活排水処理人口比率（H28）



出典：橋本市資料

● 水洗化率の推移



出典：事務事業評価シート

### 4) その他の公害

騒音・振動、ダイオキシンなどの有害物質などについて、県と連携・協力し現況の把握を行っており、生活環境に被害を与えるような公害は発生していません。

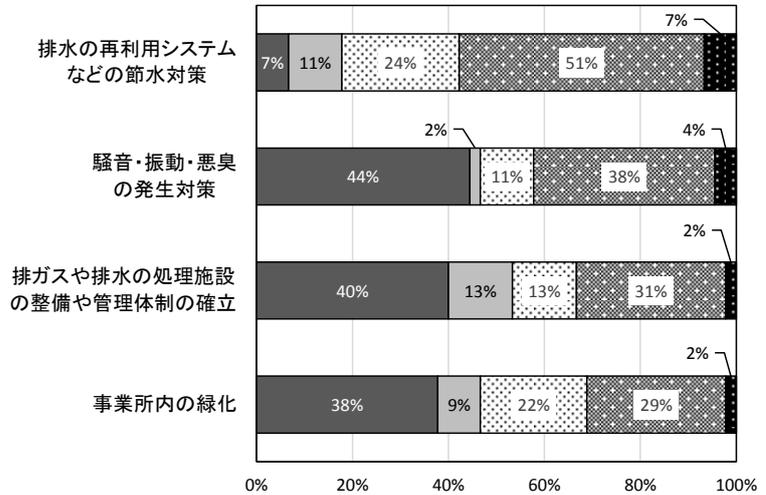
## 5) 生活環境の保全に向けた事業所の取り組み状況

意識調査によると、業種や規模により取り組める内容が事業所ごとに限られているものの、各事業所が事業活動の中でそれぞれ生活環境の保全に向けた取り組みを行っていることが伺えます。

一方で、「排水の再利用システムなどの節水対策」については、現在ではまだ取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」）事業所が2割以下と少ない状況にあります。

### ● 生活環境の保全に向けた事業所の取り組み状況（H29）

■ いつも取り組んでいる □ 時々取り組んでいる □ 今後取り組もうと思う  
 □ 取り組むつもりはない ■ 無回答



出典：意識調査（H29）

## 6) 公園・緑地の状況

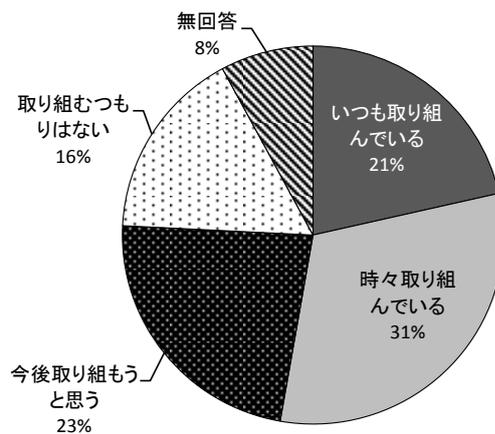
本市には橋本市運動公園や紀の川の河川敷緑地など特色ある公園緑地が充実しており、市民1人あたりの都市公園整備面積は約16㎡と、国で定めている1人あたりの都市公園整備面積10㎡を超えています。また、市街地や商業地などにも緑が点在しています。これらの緑は、生活空間に潤いと豊かさを与えるとともに、緑のネットワークによる生物多様性の確保、都市気候の緩和など多面的な機能を有しています。

緑を守り増やす取り組みは、市民の間においても継続的に行われており、意識調査によると約5割の市民が緑化活動を行っている（「いつも取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」）と回答しています。

また、約2割は取り組みの意思がある（「今後取り組もうと思う」）と回答しており、市民の約7割が緑化活動に対して前向きな意見を持っている状況にあります。

一方で、一部の公園や道路、空き地では、管理が行き届いておらず、雑草の繁茂が見られるなどの意見が見られました。

### ● 市民による緑化活動の状況（H29）



出典：意識調査（H29）

## 7) 生活環境に係る市の主な取り組み

前計画策定以降の生活環境に係る主な取り組みを以下に示します。

前計画の個別目標	前計画策定後の主な取り組み
さわやかな空気を確保しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県と連携して市域における大気の状態を把握しました。</li> <li>➤ 不適切な野焼きの未然防止に向けてパトロールを行うとともに、通報を受理した野焼きについては、不適切な野焼きか否かを判断した上で、指導、関係機関と連携した対処を実施しました。</li> </ul>
清らかな水を確保しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県と連携して市域における水質の状態を定期的に把握しました。</li> <li>➤ 水質保全センターと連携した啓発など、浄化槽の適正管理の浸透に向けた取り組みを行いました。</li> <li>➤ 下水道処理地域において、各種助成制度による下水道の早期接続を啓発しました。</li> <li>➤ 農業集落排水施設の適正管理に向けて地元による管理体制を構築し、常に良好な状態を維持できるようにしました。</li> <li>➤ 公共下水道計画区域外及び農業集落排水事業区域外の地域を対象に、合併処理浄化槽の導入や既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際の単独処理浄化槽の撤去に対する補助金の交付、浄化槽の維持管理に関する啓発などを行いました。</li> </ul>
快適な音環境のまちにしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 騒音・振動による被害の防止に向けて、市ホームページやポスターの掲示等による周知・啓発を進めました。</li> <li>➤ 工事や建設については、適切な処置が行われるよう、事業者等に対し指導・助言を行いました。</li> <li>➤ 騒音・振動に関する苦情については、解決策の助言や現場確認など事案別に適切な対応を実施するとともに、必要に応じて現地調査を行いました。</li> </ul>
有害化学物質による汚染の防止に努めよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県と連携して市内事業所のダイオキシン排出状況を把握しました。</li> <li>➤ 農薬による被害の防止に向けて、啓発ポスターを庁内に掲示することにより来庁者の意識啓発を行いました。</li> </ul>
自然と共生する都市をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 区・自治会が実施する植栽事業に対し補助金を交付しました。</li> <li>➤ 管理不全の空き地の所有者に対し、条例に基づき文書指導などを行いました。</li> </ul>

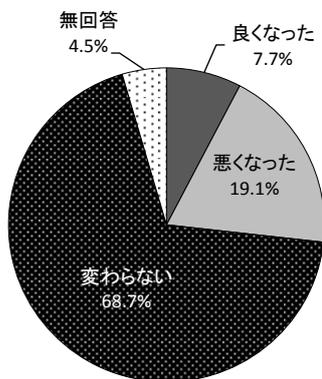
## 8) 生活環境に関する市民の意識

### ① 空気（大気）の状況

意識調査において、現在とおよそ10年前を比較して、空気（大気）の状況がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の68.7%、次いで多いのが「悪くなった」の19.1%、「良くなった」は7.7%という結果になりました。

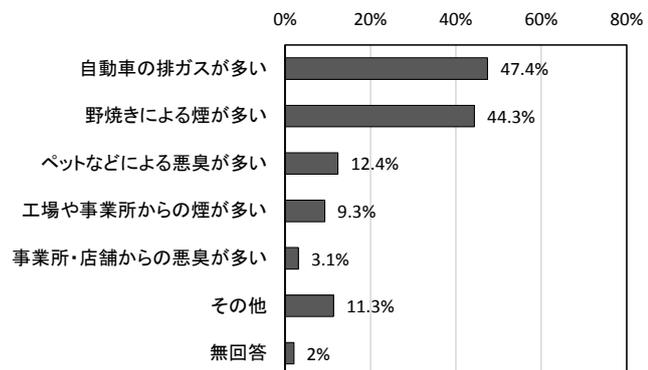
また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「自動車の排ガスが多い」や「野焼きによる煙が多い」と回答する人が多い傾向にありました。「その他」としては、飛来してくる黄砂や微小粒子状物質「PM2.5」などを悪化の理由とする意見が見られました。

#### ● 空気（大気）の変化に対する意識（H29）



出典：意識調査（H29）

#### ● 空気（大気）が悪くなったと思う理由（H29）



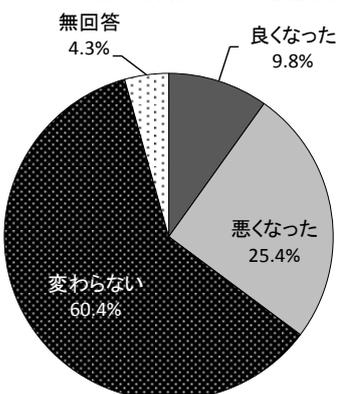
出典：意識調査（H29）

### ② 川などの水質の状況

意識調査において、現在とおよそ10年前を比較して、川などの水質がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の60.4%、次いで多いのが「悪くなった」の25.4%、「良くなった」は9.8%という結果になりました。

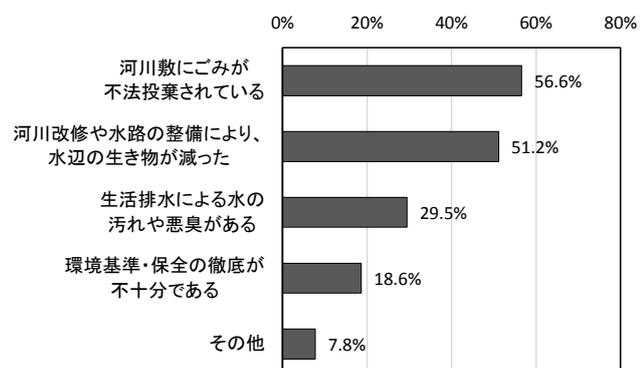
また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「河川敷にごみが不法投棄されている」や「河川改修や水路の整備により水辺の生き物が減った」と回答する人が多い傾向にありました。「その他」としては、開発や工事による水量の減少などを水質悪化の理由とする意見が見られました。

#### ● 川などの水質の変化に対する意識（H29）



出典：意識調査（H29）

#### ● 川などの水質が悪くなったと思う理由（H29）

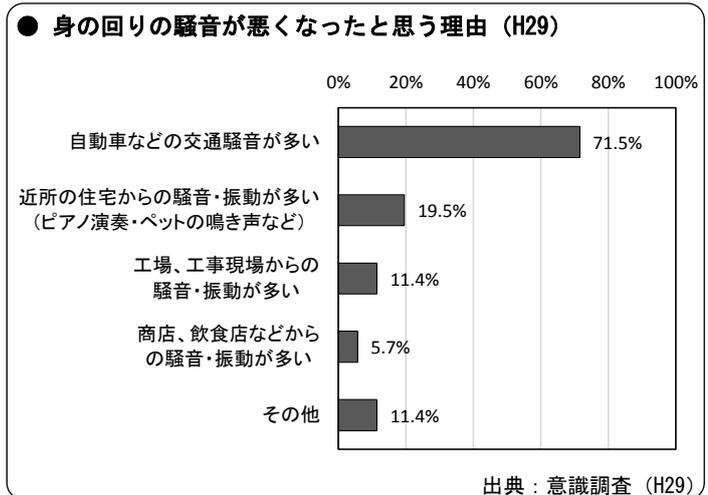
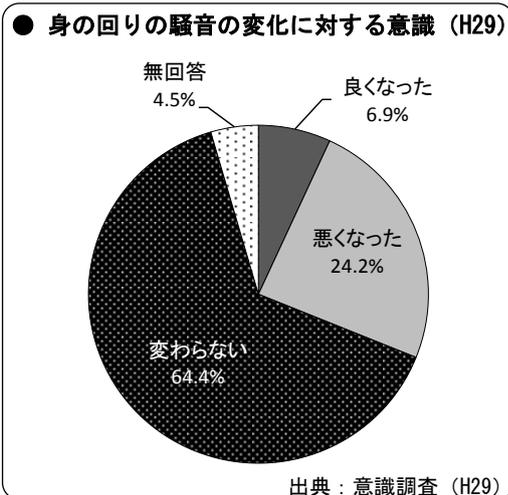


出典：意識調査（H29）

### ③ 身の回りの騒音の状況

意識調査において、現在とおよそ10年前を比較して、身の回りの騒音がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の64.4%、次いで多いのが「悪くなった」の24.2%、「良くなった」は6.9%という結果になりました。

また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「自動車などの交通騒音が多い」と回答する人が最も多い状況にありました。「その他」としては、公園を利用する人に起因する騒音などを悪化の理由とする意見が見られました。



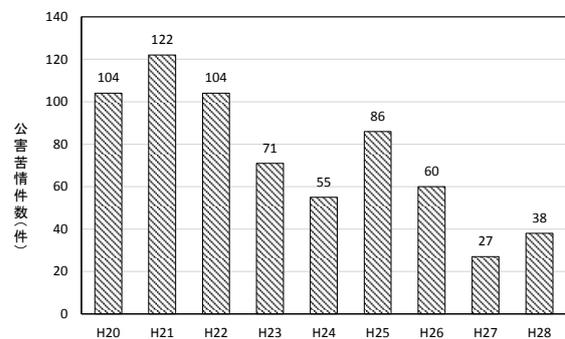
## 4. 快適環境の現況

### 1) 不法投棄

本市では、ごみの不法投棄の防止に向けて、保健所・警察などの関係機関と連携した取り組みを進めるとともに、市独自で「環境パトロール」を行っており、不法投棄に関する苦情件数は減少傾向にあります。

一方で、不法投棄に関する苦情は現在も発生しており、年度別苦情種別ではまだ一番多い項目となっています。

● 不法投棄に係る公害苦情件数の推移

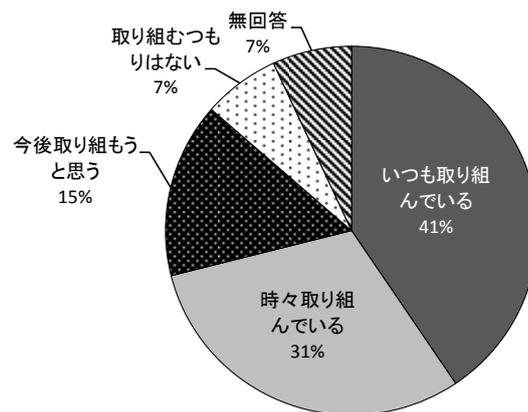


出典：事務事業評価シート

### 2) 美化活動

市内では、橋本市衛生自治会の協力のもと、区・自治会やボランティア団体による地域清掃が定期的に行われています。また、意識調査によると、市民の約7割が地域の清掃活動に参加している（「いつも取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」）と回答しており、市民における美化活動は定着しているものの、河川敷や道路へのポイ捨ては継続して発生している状況にあり、まちの美観を損なう要因の一つとなっています。

● 地域の清掃活動への市民の参加状況（H29）



出典：意識調査（H29）

### 3) 景観

本市の景観は、主に橋本駅、高野口駅周辺の従来の市街地や、三石台をはじめとする大規模集合住宅地、山田地区や紀の川南岸沿いの農地、市域北部及び南部の山林から構成されています。

また、古くから高野街道と伊勢街道が交差する交通の要衝として発展してきた経緯から、東家、清水、名倉などの地域には歴史的なまちなみが残されているほか、御幸辻地区では「杉村やすらぎ広場」の整備が進められており、新たな景観が形成されつつあります。

一方、市内には約4,100件の空き家が存在し、そのうちおよそ1,470件の空き家においては老朽化が激しく、景観を悪化させる一つの要因となっているとともに、管理不全による雑草の繁茂等の衛生上の問題が顕在化しています。

#### 4) 歴史・文化

本市には、隅田八幡神社、利生護国寺、学文路菫萱堂、橋本市立高野口小学校、旧葛城館などの歴史的建造物や、街道沿いの道標や高野参詣関係資料、仏像などの文化財が数多く残されているほか、市内の各地域には、高野山信仰の影響を色濃く残した行事、民俗等の文化が数多く存在しています。

また、2016年度（平成28年度）には、橋本市賢堂から高野山へ通じる高野参詣道「黒河道」が、世界遺産に追加登録されたことにより、市外からも多くの観光客が訪れるようになりました。

#### 5) 快適環境に係る市の主な取り組み

前計画策定以降の快適環境に係る主な取り組みを以下に示します。

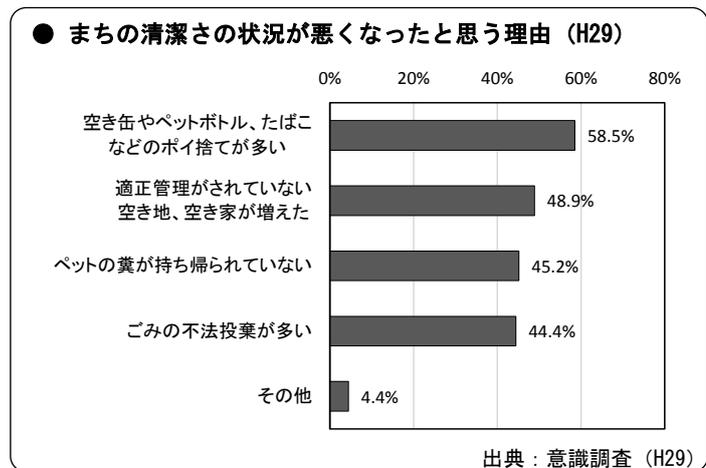
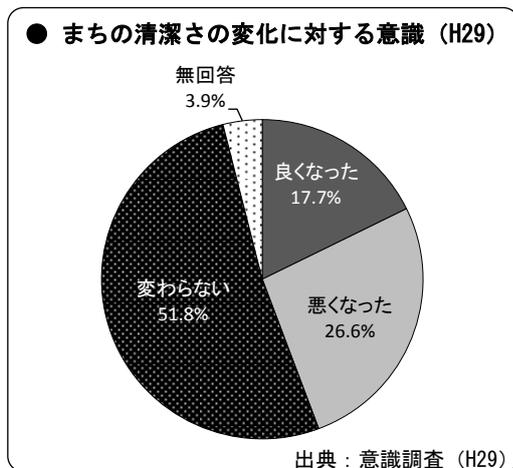
前計画の個別目標	前計画策定後の主な取り組み
清潔なまちをつくろう	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 不法投棄の防止に向けて「環境パトロール」を実施し、関係各機関と連携して対応しています。</li><li>▶ 橋本市衛生自治会と協力して、啓発及び市民による自主的な美化活動の支援を行いました。</li><li>▶ 市ホームページや広報を用いて、ペットの飼育に関するマナーの周知・啓発を行いました。</li></ul>
美しい景観を保全・整備しよう	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 計画的な土地利用の推進にむけて、用途地域の一部見直しを行いました。</li><li>▶ 「橋本市空き地の適切な管理に関する条例」に基づき、管理不全の状態にある空き地（宅地・雑種地）の所有者に対して、条例に基づく指導等を行いました。</li></ul>
歴史・文化を大切にしよう	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 歴史・文化の保護・活用に向け、指定文化財の保存、地域の文化財調査、埋蔵文化財の取り扱い指導・発掘調査等を進めるとともに、郷土資料館等の施設で展示・公開を行いました。</li><li>▶ 「郷土資料館」などでは、市の歴史や文化に関する講座や体験学習など市民が歴史に触れる機会の創出を進めています。</li><li>▶ 世界遺産に追加登録された「黒河道」のパトロール、草刈り、補修等の維持管理を行っています。</li></ul>

## 6) 快適環境に関する市民の意識

### ① まちの清潔さの状況

意識調査において、現在とおよそ10年前を比較して、まちの清潔さがどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の51.8%、次いで多いのが「悪くなった」の26.6%、「良くなった」は17.7%という結果になりました。

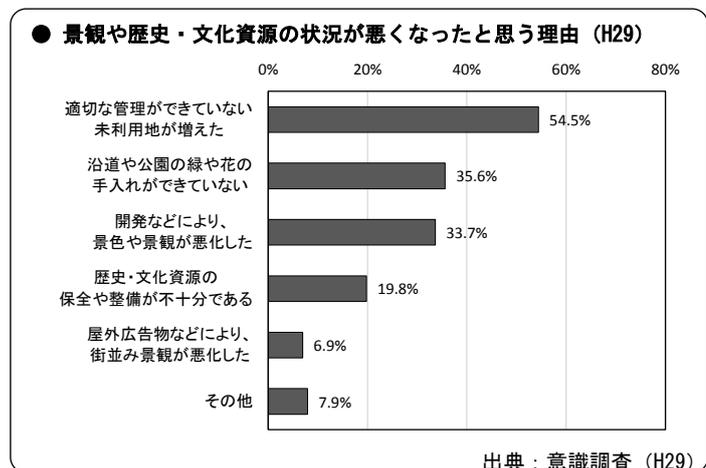
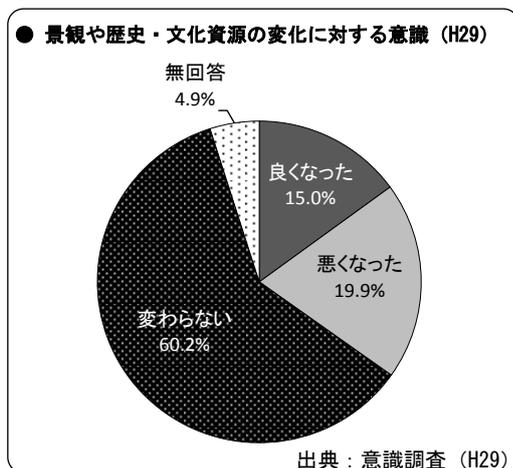
また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、複数の項目を選択する人が多く、多岐にわたる理由によりまちの清潔さが損なわれていると考える人が多い傾向にあることが分かりました。「その他」としては、まちなかに設置されているごみ箱等の管理不足（ごみがあふれている）などを問題視する意見が見られました。



### ② 景観や歴史・文化資源の状況

意識調査において、現在とおよそ10年前を比較して、景観や歴史・文化資源の状況がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の60.2%、次いで多いのが「悪くなった」の19.9%、「良くなった」は15.0%という結果になりました。

また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「適切な管理ができていない未利用地が増えた」と回答する人が多い傾向にあることが分かりました。「その他」としては、いわゆる「シャッター街」と呼ばれる、空き店舗の目立つ商店街の増加などを悪化の理由とする意見が見られました。



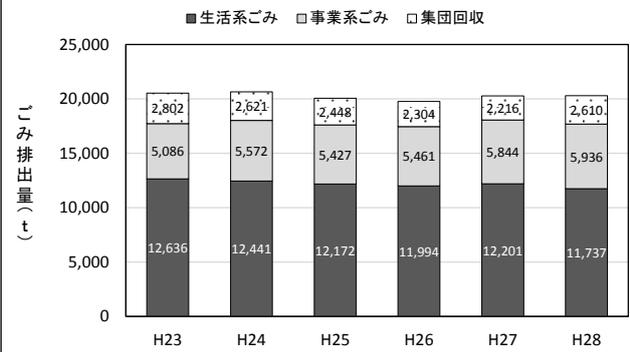
## 5. 地球環境の現況

### 1) ごみ処理の状況

本市で発生するごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみに分別・回収し、橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）にて、焼却及び破碎選別などによる資源化が行われています。

ごみ排出量は、年間 20,000t 前後で推移しており、その内訳を見ると、生活系ごみは、やや減少傾向で推移しているのに対し、事業系ごみは増加傾向が続き、ごみ排出量に占める割合が増えてきています。

#### ● ごみ排出量及び集団回収量の推移



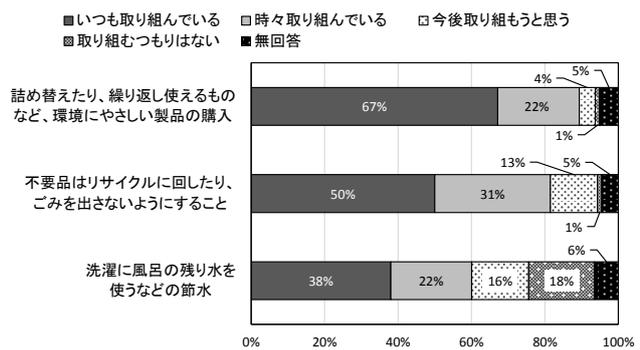
出典：橋本市資料

### 2) 資源の有効活用に関する市民・事業所の取り組み

#### ① 市民の取り組み

意識調査によると、多くの市民が、既に資源の有効活用に関する自発的な取り組みを行っており、特に「詰め替えたり、繰り返し使えるものなど、環境にやさしい製品の購入」、「不要品はリサイクルに回したり、ごみを出さないようにする」の両取り組みでは、8割以上の市民が実践している（「いつも取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」）と回答しています。

#### ● 資源の有効活用に関する市民の取り組み状況（H29）

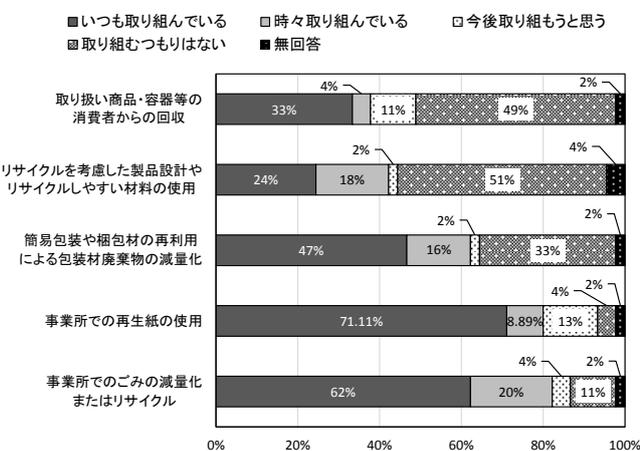


出典：意識調査（H29）

#### ② 事業所の取り組み

意識調査によると、事業所の規模や事業内容により実践が難しい取り組みもあるものの、「事業所での再生紙の使用」、「事業所でのごみの減量化またはリサイクル」については、全体の8割以上の事業所が既に実践しており（「いつも取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」）、各事業所ができることから資源の有効活用に関する取り組みを進めている状況にあることがわかります。

#### ● 資源の有効活用に関する事業所の取り組み状況（H29）



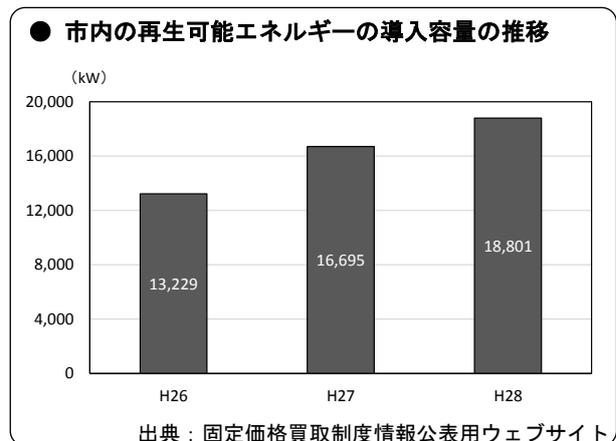
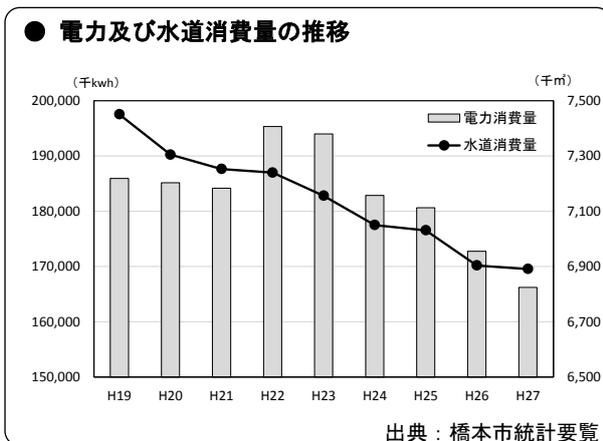
出典：意識調査結果（H29）

### 3) エネルギーの状況

本市における電力消費量及び水道消費量は 2010 年度（平成 22 年度）以降経年的な減少傾向にあります。

また、「固定価格買取制度」のもとで買い取りが行われている再生可能エネルギーは増加傾向にあり、2016 年（平成 28 年）12 月末時点で導入された市内の再生可能エネルギーの設備容量は、18,801kw となっています。なお、現在市内で買い取りが行われている再生可能エネルギーは、太陽光発電によるものが大半を占めています。

一方で、太陽光発電設備の設置に伴う大規模な開発などの場合、山間部を切り拓く際に森林の伐採等を伴うこともあり、環境への影響が懸念されます。



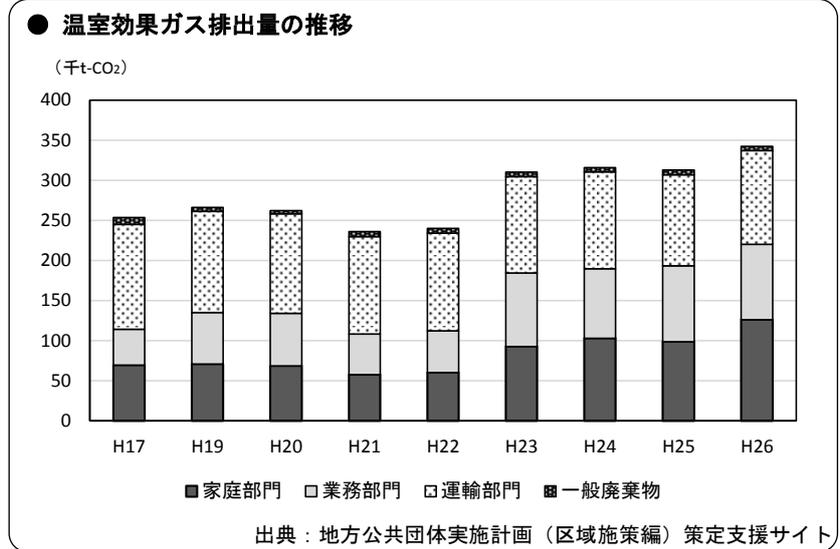
### 4) 温室効果ガスの排出量

本市における温室効果ガス排出量の推移を見ると、2009 年度（平成 21 年度）までは減少傾向にあったものの、その後は電力供給基盤の変化等の影響を受け、増加に転じています。

部門別に見ると、特に家庭部門、業務部門の 2 部門で排出量の増加が見られます。

また、二酸化炭素排出量の少ない鉄道やバスなどの公

共交通機関の利用者が減少傾向にあり、公共交通の衰退による、温室効果ガス排出量の増加が懸念されています。



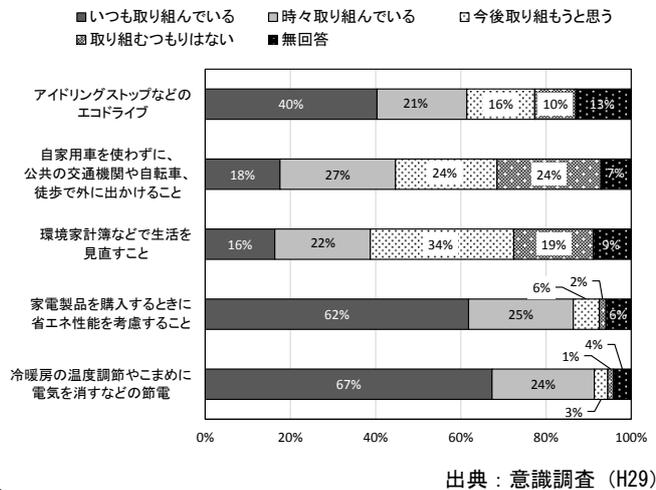
## 5) 省エネに関する市民・事業所の取り組み

### ① 市民の取り組み

意識調査によると、多くの市民が、できることから省エネに関する取り組みを進めており、「家電製品を購入するときに省エネ性能を考慮すること」、「冷暖房の温度調節やこまめに電気を消すなどの節電」については、8割以上の市民が、既に実践している（「いつも取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」と回答しています）。

一方で、「自家用車を使わずに、公共の交通機関や自転車、徒歩で外に出かけること」、「環境家計簿などで生活を見直すこと」については、取り組んでいる人が、現状ではまだ少ない状況にあります。

#### ● 省エネに関する市民の取り組み状況（H29）

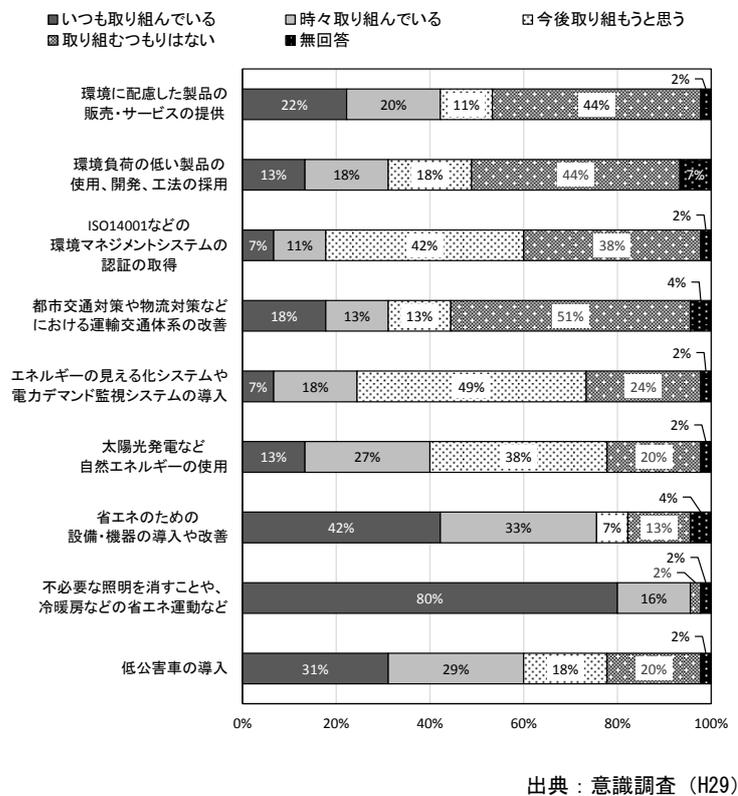


### ② 事業所の取り組み

意識調査によると、各事業所が、それぞれの事業活動の中で省エネに関する取り組みを進めており、多くの事業所で実施しやすいと考えられる「不必要な照明を消すことや、冷暖房などの省エネ運動など」については、ほぼ全ての事業所が取り組んでいる状況にあります。

一方で、「ISO14001などの環境マネジメントシステムの認証の取得」、「エネルギーの見える化システムや電力デマンド監視システムの導入」、「太陽光発電など自然エネルギーの使用」、「省エネのための設備・機器の導入や改善」、「不必要な照明を消すことや、冷暖房などの省エネ運動など」、「低公害車の導入」については、潜在的な意向（「今後取り組もうと思う」）は4割以上と高いものの、現在はまだ取り組んでいる事業所が少ない状況にあります。

#### ● 省エネに関する事業所の取り組み状況（H29）



## 6) 地球環境に係る市の主な取り組み

前計画策定以降の地球環境に係る主な取り組みを以下に示します。

前計画の個別目標	前計画策定後の主な取り組み
資源を大切に使う	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ごみの分別及びリサイクルの促進に向けて、住民説明会等の開催による啓発や、指定ごみ袋の有料化などの取り組みを行いました。</li> <li>➤ ごみの減量化を目的とした生ごみの堆肥化に関する住民説明会等を行いました。</li> <li>➤ 再利用可能な陶磁器やガラス器、粗大ごみなどのリユースに取り組んでいます。</li> <li>➤ 使用済み携帯電話やスマートフォンなどの小型家電から2020年東京オリンピック・パラリンピックの入賞メダルを作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、携帯電話やスマートフォンなど、小型家電のリサイクルに取り組んでいます。</li> <li>➤ 一定量の廃棄物を排出する事業者に対して、廃棄物の減量を目的とした計画書の作成を依頼しました。</li> </ul>
地球環境にやさしい都市をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「橋本市地球温暖化防止実行計画」に基づき、再生紙の利用や節電の徹底、公共施設の省エネ化など、市自ら省エネルギー化、低炭素化に係る取り組みを推進しました。</li> <li>➤ 2017年（平成29年）3月に「橋本市地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通機関の維持に向けた取り組みを行ってきました。</li> </ul>

## 第3章 環境課題と橋本市が目指すべき方向性

### 1. 橋本市の環境課題

本市の環境課題を、環境分野（「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」の4分野）ごとに整理しました。

#### 1) 自然環境に係る課題

##### ① 動植物の生息・生育環境の保全

- 森林の多面的な機能を発揮させるために、森林の保全・育成を図る必要があります。
- 森林の保全・育成を担う林業従事者を育成する必要があります。
- 特定外来生物による生態系への被害を防止するために、周知・啓発を進めるとともに、住民協力のもと防除・駆除などの適切な対応策を検討する必要があります。

##### ② 里地・里山（中山間地域）の保全

- 里地・里山の有する自然環境や自然景観を保全する活動を推進していく必要があります。
- 農地や里山の保全・育成のため、農林業従事者を育成するとともに、区・自治会、民間団体等との連携体制等を検討する必要があります。
- 有害鳥獣等による農地・中山間地域への被害を防止するために、防除・駆除などの適切な対応を実施していく必要があります。

##### ③ 自然に親しみ学ぶことの支援と啓発

- 市民の自然環境に対する理解や関心を高めるために、森林や水辺をふれあいの場、健康的な活動の場として有効利用できるよう、整備を進める必要があります。
- 自然体験や環境学習などへの参加を促進し、市民が自然環境などに対する意識を向上させていく必要があります。

#### 2) 生活環境に係る課題

##### ① 良好な生活環境の保全

- 公害の未然防止に向けて、大気・水質・騒音・振動及び有害化学物質などの状況を継続的に把握していく必要があります。
- 生活環境の悪化につながる日常生活上の行為や事業活動については指導・啓発を継続していく必要があります。
- 不適切な野焼きに関する周知の徹底とともに、各関係機関と連携した対応を継続していく必要があります。
- 公共用水域の水質改善のため、適切な生活排水処理の更なる普及を進める必要があります。

##### ② 身近な緑地の保全・活用

- 公園や緑地の整備を進め、民間企業等の協力も得ながら、市民の憩いの場としての活用について、検討していく必要があります。
- 身近な緑地の創出に向け、まちなかの緑化を継続していくとともに、市民による緑化活動を推進していく必要があります。
- 空き地等で雑草の繁茂による景観上、衛生上の悪化が問題となっていることから、現況把握を進めるとともに、適切な管理を促す体制づくりを進める必要があります。

### 3) 快適環境に係る課題

#### ① 環境美化の推進

- 関係機関との協力のもと、不法投棄の防止に向けた取り組みを継続していく必要があります。
- ごみのポイ捨てがないまちを目指し、より一層の周知と啓発とともに、市民による美化活動を促進していく必要があります。

#### ② 良好な景観の形成

- 地域ごとの多種多様な景観を維持・創出していくために、地域の特色に合わせた整備の方向性を周知し、建築物の用途・規模・形態などを誘導していく必要があります。
- 空き家の管理や活用方法について検討していく必要があります。

#### ③ 歴史・文化の保全・活用

- 歴史的・文化的資源の保護に向けた取り組みを継続していくとともに、次世代へ伝統行事や民俗を正しく継承していく必要があります。
- 歴史・文化の保護意識の高揚を図るため、市民が歴史・文化に触れる機会の拡充を進め、文化財の重要性の普及・啓発に努めていく必要があります。
- 歴史・文化は重要な観光資源でもある
- ことから、これらの適切な整備、活用を図る必要があります。

### 4) 地球環境に係る課題

#### ① 資源の有効活用の促進

- 循環型社会の形成に向けて、ごみの種類ごとの収集方法や処理方法など制度面の見直しを進めるとともに、住民説明会や学校教育・生涯学習などの機会を通じた周知・啓発活動を進め市民による 3R 活動を推進していく必要があります。
- 事業所から排出されるごみについても、減量化やリサイクル推進について、排出事業者及び処理業者に対し啓発・指導を行っていく必要があります。

#### ② 地球温暖化対策の促進

- 更なる省エネの促進に向けて、市民や事業者への啓発活動や学校等での環境教育を進め、環境負荷の少ない日常生活上の行動や事業活動の普及を図っていく必要があります。
- 「橋本市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市自らの事務事業による温室効果ガスの排出量を削減していく必要があります。
- 周辺環境に配慮しながら再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。
- 安易なマイカー利用を減らし、公共交通の利用を促進するとともに、環境負荷の少ない自動車の普及促進を図っていく必要があります。
- 「フロン排出抑制法」の周知を進め、フロン類の適正管理・処分を徹底していく必要があります。

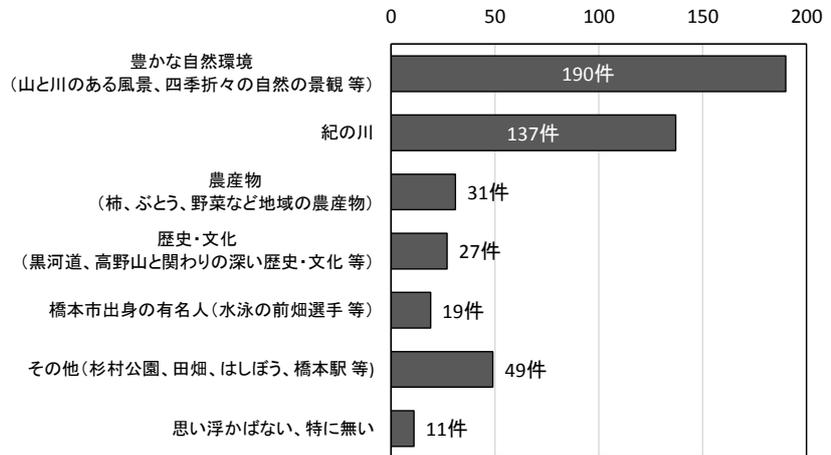
## 2. 環境目標の設定に向けた視点

意識調査の結果から、環境目標の設定に向けて、特に重要と思われる要素を以下に示します。

### 1) 橋本市の環境のシンボル

橋本市の環境のシンボルは何かという質問に対して、山や川のある風景、紅葉など四季折々の自然景観など、橋本市の特色の1つである「豊かな自然環境」という意見が最も多く、次いで多いのが「紀の川」という意見でした。

#### ● 橋本市の環境のシンボル (H29)



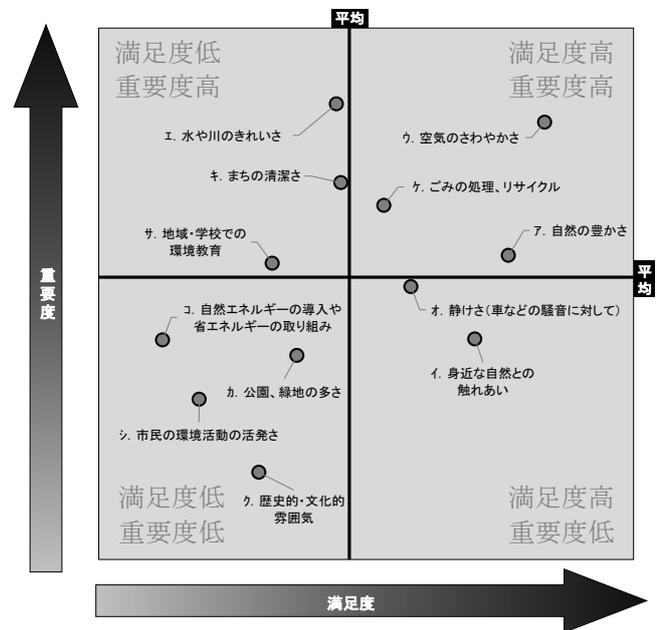
出典：意識調査 (H29)

### 2) 環境に関する重要度・満足度

環境に関する各要素のうち重要度が高い項目(グラフの上)として、「ア. 自然の豊かさ」、「ウ. 空気のさわやかさ」、「エ. 水や川のきれいさ」、「キ. まちの清潔さ」、「ケ. ごみの処理、リサイクル」、「サ. 地域・学校での環境教育」の6項目が挙げられています。

このうち、重要度が平均以上にも関わらず満足度が平均以下(グラフ左上)の項目としては、「エ. 水や川のきれいさ」、「キ. まちの清潔さ」、「サ. 地域・学校での環境教育」の3項目が挙げられており、これらの項目については、特に課題があると考えられます。

#### ● 環境に対する満足度・重要度の相関 (H29)

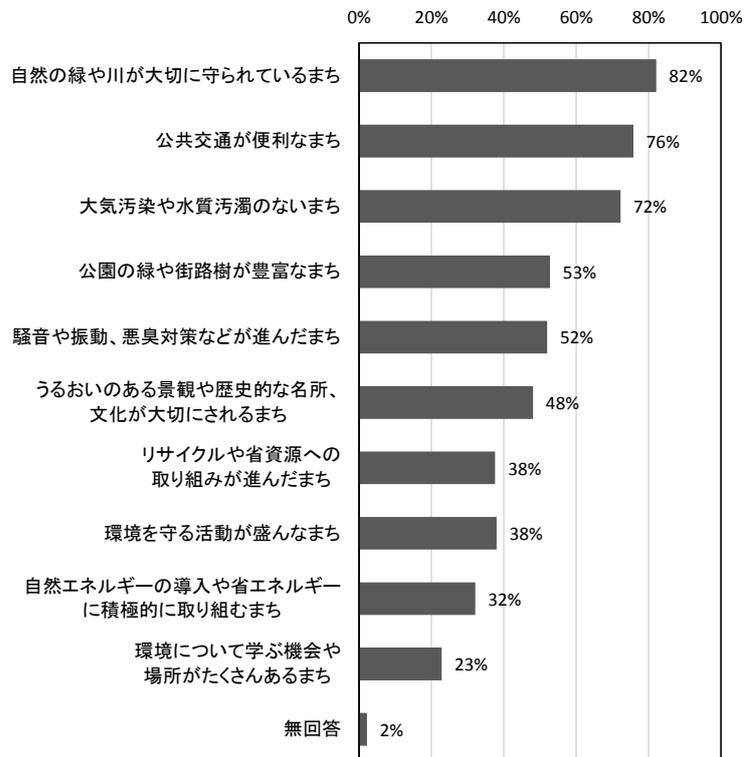


出典：意識調査 (H29)

### 3) 将来、橋本市がどのようなまちになることを望んでいるか

将来の橋本市がどのような環境になって欲しいか質問したところ、「自然の緑や川が大切に守られているまち」、「公共交通が便利なまち」、「大気汚染や水質汚濁のないまち」が上位3つを占めており、橋本市の特色である豊かな自然環境の保全と安心で快適な生活環境の両立を重要視している市民が多い傾向にあることが伺えます。

#### ● 望ましい環境像 (H29)



出典：意識調査 (H29)

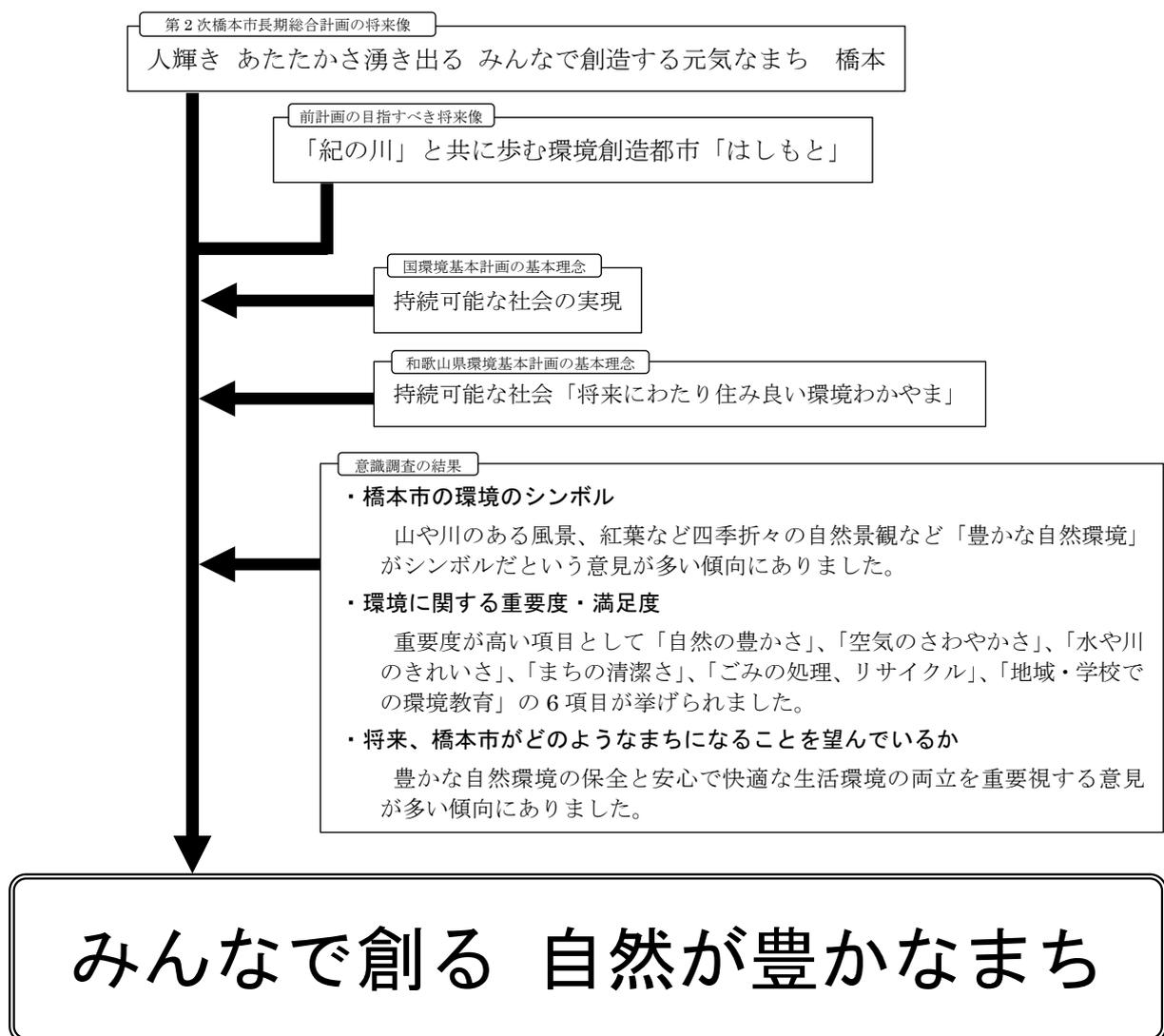
## 第4章 橋本市の環境目標

本章では、環境基本計画を推進するうえで本市が目指すべき環境の将来像「目指すべき目標像」を定めるとともに、将来像の実現に向けた施策の基本的な方針（基本目標）を定めました。

また、これらの環境目標を達成するため、具体的に展開していく必要のある環境施策の枠組み（施策体系）を定めます。

### 1. 目指すべき目標像

第2次橋本市長期総合計画の将来像や、前計画の目指すべき将来像、国・県の基本理念及び意識調査による市民の意識を踏まえ、本計画において目指すべき目標像を「みんなで創る 自然が豊かなまち」と定めます。これは、橋本市が目指す将来のあるべき姿を現すものであり、全ての環境の保全と創造に関する施策・取り組みは、この目指すべき目標像の実現に向けて行われるものです。



## 2. 基本目標

前項で定めた、「目指すべき目標像」の実現に向け、環境の保全と創造に関する具体的な取り組みを推進するにあたっての大きな方向性を「基本目標」として以下のように位置づけました。

### 自然環境

#### 豊かな水や緑を守り育ていくまちづくり

動植物の生息・生育環境である、紀の川やその支流、山林、人の営みにより維持されてきた田畑や里山林の保全に努めるとともに、これらの自然環境が与えてくれる恩恵に触れ、学ぶ場と機会を拡充し、その価値を再認識することで、多様な動植物が息づく豊かな自然環境を守り育ていきます。

### 生活環境

#### 健康で安心して暮らせるまちづくり

本市に関わる全ての人が住環境に与える日常生活や事業活動に配慮するとともに、より良い生活環境の創造に向けて協働していくことで、健康で安心して日々の生活を送れる環境を保持・創造していきます。

### 快適環境

#### 快適さと豊かさを感じるまちづくり

多くの人により受け継がれてきた、美しく秩序ある景観や市内に点在する歴史的建造物や伝統・民俗を守り、受け継いでいくことで、まちの誇りや愛着を深め、ずっと住み続けたいと感じる快適な環境を形成していきます。

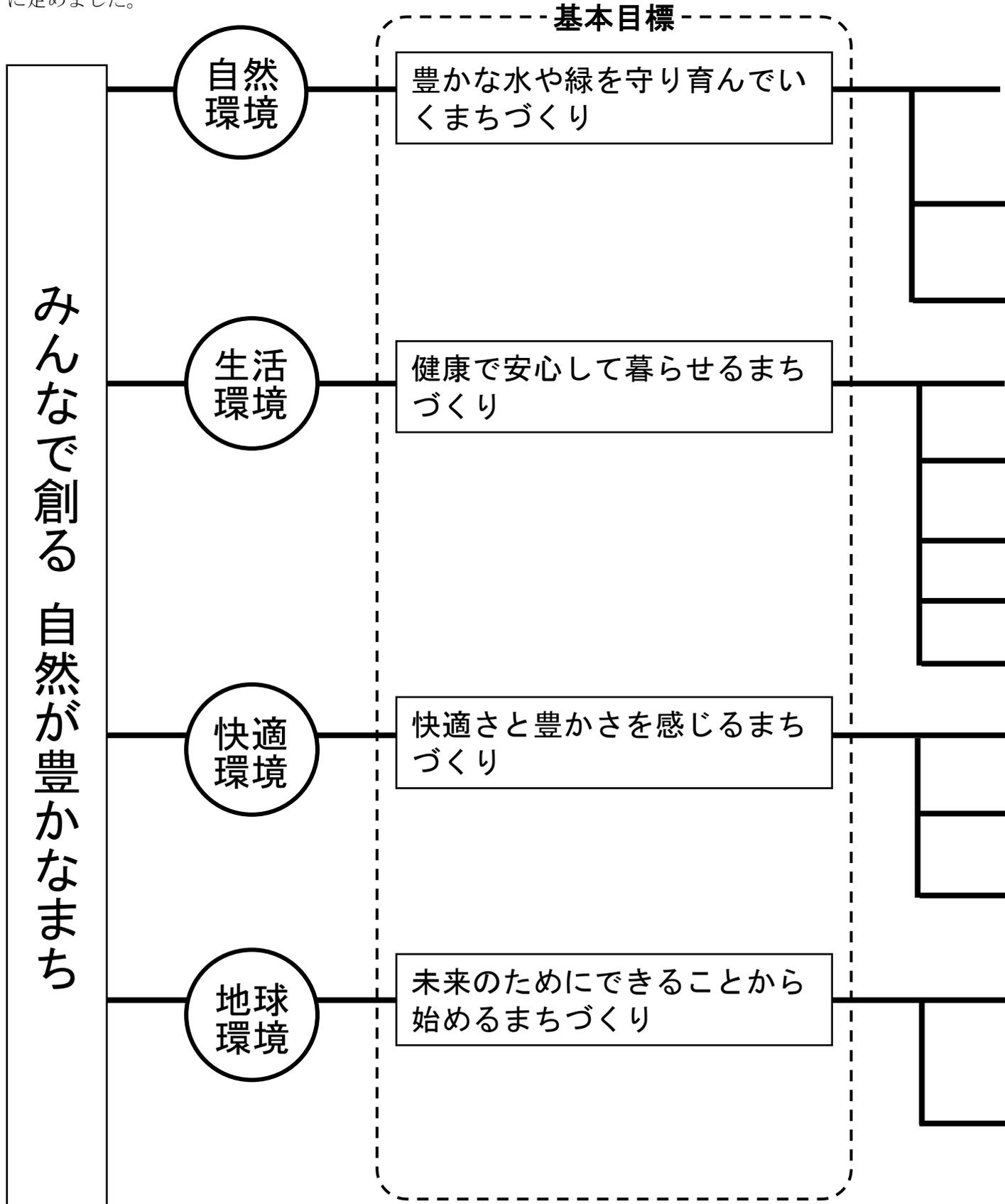
### 地球環境

#### 未来のためにできることから始めるまちづくり

未来により良い地球環境を残し引き継いでいくことは、現代に生きる私達に課せられた重要な使命の一つです。一人ひとりが日常生活や活動の中で、資源の有効活用や、地球温暖化の防止に取り組んでいくことで、未来のためにできることを進めていきます。

### 3. 基本施策の体系

前項で定めた「基本目標」に基づき、環境分野ごとの「個別目標」と「環境施策」を以下のように定めました。



## 個別目標

## 環境施策

① 動植物の生息・生育環境を保全しよう

- 森林の保全
- 水辺の保全
- 特定外来生物対策の推進

② 里地・里山の環境を守ろう

- 農地の保全
- 里地・里山（中山間地域）の保全
- 有害鳥獣対策の推進

③ 自然に親しみ学ぼう

- 自然環境教育の充実
- 自然環境保全活動の推進

① さわやかな空気を確保しよう

- 大気汚染物質の監視・規制
- 不適切な野焼きへの対策

② 清らかな水を確保しよう

- 水質汚濁物質の監視・規制
- 適切な排水処理の促進

③ 快適な音環境のまちにしよう

- 騒音・振動の監視・規制

④ 有害化学物質の汚染防止に努めよう

- 有害化学物質の監視・排出抑制

⑤ 身近な緑を守り育てよう

- 身近な緑の創出・適正管理の推進

① 清潔なまちをつくろう

- ポイ捨て・不法投棄対策の推進
- 環境美化活動の推進

② 美しい景観を保全整備しよう

- 秩序ある土地利用の推進
- まち並み景観の向上

③ 歴史・文化に親しみ守ろう

- 歴史・文化的資源の保護・活用
- 歴史・文化の保護意識高揚

① 資源を大切に使おう

- 一般廃棄物の減量化・再使用・再生利用の推進
- 事業系一般廃棄物の発生抑制の推進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 産業廃棄物の適正管理の推進

② 地球温暖化の防止に努めよう

- 温室効果ガスの排出抑制
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 太陽光発電設備と自然環境の調和・規制

## 第5章 目標実現に向けた取り組み

本章では、環境分野ごとの取り組み内容を「市が主となって取り組んでいくこと」と「市民・事業者が日常の生活や活動の中で取り組んでいくこと」に分けて記載しました。

### 1. 豊かな水や緑を守り育てていくまちづくり

#### 自然環境に係る計画体系

個別目標	環境施策
① 動植物の生息・生育環境を保全しよう	■ 森林の保全
	■ 水辺の保全
	■ 特定外来生物対策の推進
② 里地・里山の環境を守ろう	■ 農地の保全
	■ 里地・里山（中山間地域）の保全
	■ 有害鳥獣対策の推進
③ 自然に親しみ学ぼう	■ 自然環境教育の充実
	■ 自然環境保全活動の推進

#### 1) 市が主となって取り組んでいくこと

##### ① 動植物の生息・生育環境を保全しよう

###### ■ 森林の保全

良好な森林環境の保全に向けて、市主体の森林整備を継続するとともに、森林整備の中心的担い手となる林業従事者の育成を進めます。

- 森林機能の維持・回復に向けた森林整備事業の推進
- 林業従事者や後継者の育成・確保

###### ■ 水辺の保全

水生動植物に配慮した河川・河岸整備を進め、環境への負荷を低減することにより、豊かな河川環境の保全を進めます。

- 水生動植物に配慮した河川・河岸整備

###### ■ 特定外来生物対策の推進

特定外来生物による被害の防止に向けて、市ホームページや広報を用いた正しい知識を周知するとともに、駆除や防除などの対策を進めます。

- 特定外来生物に関する周知・啓発
- 特定外来生物の駆除・防除の推進

## ② 里地・里山の環境を守ろう

### ■ 農地の保全

多様な動植物の生息・生育環境でもある農地の保全に向けて、農業従事者の確保とともに、耕作放棄地・遊休農地の発生防止に努めます。また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、交付金を活用した農地やため池等の保全管理を推進します。

- 多様な農業の担い手の育成及び新規営農者への支援
- 遊休農地の実態把握と発生防止・解消などを目的とした農地利用状況の把握
- 耕作放棄地・遊休農地の利活用
- 地域協働による農地、農業用水、農村環境の保全活動を推進

### ■ 里地・里山（中山間地域）の保全

里地・里山の保全活動を普及するため、伝統的な里地・里山の利用、管理方法の再評価、保全活動に繋がる新たな利活用法の導入、市民や団体など多様な参加促進方策などの視点について検討を行います。また、活動に必要な助言や技術的なノウハウの提供を行い、里地・里山の自然環境を保全する活動を推進します。

- 里地・里山の利用、管理方法の再評価
- 新たな里地・里山の利活用方法の導入
- 多様な主体による里山保全活動の参加促進に向けた方策の検討
- 技術支援の充実

### ■ 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による被害の防止に向けて、駆除や防除などの対策を進めます。

- 有害鳥獣の駆除・防除の推進
- 捕獲従事者の確保に向けた取り組みの推進

### ③ 自然に親しみ学ぼう

#### ■ 自然環境教育の充実

市民や子どもが自然と触れ・学ぶ場と機会を創出することで、自然環境の大切さについて啓発を進めます。

- 学校教育・生涯学習における自然体験学習の充実
- 自然観察会の開催・充実
- 自然環境を活用した野外活動の場の整備

#### ■ 自然環境保全活動の推進

人と自然の共生関係を築き上げていくため、自然環境保全施策に対する関係機関との連携体制を強化するとともに、環境保全ボランティアなどへの支援・情報共有を行い、自然保護に関わる取り組みを推進していきます。

- 自然環境保全施策に対する関係機関との連携体制の強化
- 環境保全ボランティアなどへの支援・情報共有

## 2) 市民・事業者が日常の生活や活動の中で取り組んでいくこと

### 市民が取り組んでいくこと

- 動植物の生息・生育環境保護のための活動に取り組みましょう。
- 市民農園などを利用して農業に携わりましょう。
- 地域における農地・農業用水・農村環境の保全活動に参加しましょう。
- 自然体験学習や自然観察会に参加し自然環境への理解・関心を高めましょう。
- 有害鳥獣や特定外来生物に関する正しい知識を身につけましょう。

### 事業者が取り組んでいくこと

- 事業活動や開発の際には、生態系の保全に十分配慮しましょう。
- 耕作放棄地・遊休農地の利活用に協力しましょう。

## 2. 健康で安心して暮らせるまちづくり

### 生活環境に係る計画体系

個別目標	環境施策
① さわやかな空気を確保しよう	■ 大気汚染物質の監視・規制
	■ 不適切な野焼きへの対策
② 清らかな水を確保しよう	■ 水質汚濁物質の監視・規制
	■ 適切な排水処理の促進
③ 快適な音環境のまちにしよう	■ 騒音・振動の監視・規制
④ 有害化学物質の汚染防止に努めよう	■ 有害化学物質の監視・排出抑制
⑤ 身近な緑を守り育てよう	■ 身近な緑の創出・適正管理の推進

#### 1) 市が主となって取り組んでいくこと

##### ① さわやかな空気を確保しよう

###### ■ 大気汚染物質の監視・規制

県と連携した調査の実施及び大気環境の現況把握を継続するとともに、事業所等に対しては「大気汚染防止法」などの関係法令に基づく規制・指導を徹底します。

- 県と連携した調査の実施
- 大気の現況把握
- 事業所等に対する規制・指導の徹底

###### ■ 不適切な野焼きへの対策

パトロールや意識啓発を通じた不適切な野焼きの未然防止に努めるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「橋本市環境保全条例」などの関係法令に基づく指導・対処を強化します。

- 不適切な野焼きの未然防止
- 不適切な野焼きに対する指導、関係機関と連携した対処

## ② 清らかな水を確保しよう

### ■ 水質汚濁物質の監視・規制

県と連携した調査の実施及び公共用水域等の水質の現況把握を継続するとともに、事業所等に対しては「水質汚濁防止法」などの関係法令に基づく規制・指導を徹底します。

- 県と連携した調査の実施
- 水質の現況把握
- 事業所等に対する規制・指導の徹底

### ■ 適切な排水処理の促進

公共用水域の水質保全に向けて、下水道整備地区における公共下水道への早期接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、浄化槽の維持管理など適切な生活排水の処理を進めるための支援・意識啓発を行います。

- 浄化槽の適正管理についての啓発
- し尿及び生活雑排水の水洗化率の向上
- 地域による農業集落排水施設の管理体制の強化
- 合併処理浄化槽の普及促進

## ③ 快適な音環境のまちにしよう

### ■ 騒音・振動の監視・規制

事業活動に伴う騒音・振動に対して「騒音規制法」や「振動規制法」などの関係法令に基づく規制・指導を徹底するとともに、近隣騒音の防止に向けた啓発や指導を行うことで、静穏な生活空間の保全に努めます。

- 事業活動に伴う騒音・振動の規制・指導
- 近隣騒音防止に向けた意識啓発・現場確認・指導

## ④ 有害化学物質の汚染防止に努めよう

### ■ 有害化学物質の監視・排出抑制

ダイオキシンやアスベスト、農薬などによる汚染防止を図り、有害化学物質による被害を未然に防止します。

- ダイオキシンに関わる調査結果の把握及び規制・指導
- アスベスト飛散対策の推進
- 農薬危害防止に向けた啓発

## ⑤ 身近な緑を守り育てよう

### ■ 身近な緑の創出・適正管理の推進

市民による緑化・植花活動を支援し、生活空間に花と緑のあふれる潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進します。また、都市公園では、計画的な整備に努めるとともに、市民と協働した維持管理を進め、市民の憩いと安らぎの場としての活用を進めます。

- ▶ 市民参加による緑化や緑地の維持管理の促進
- ▶ 公園緑地の計画的整備
- ▶ アダプト制度を活用した公園緑地の維持管理の推進

## 2) 市民・事業者が日常の生活や行動の中で取り組んでいくこと

### 市民が取り組んでいくこと

- ▶ 調理用油など環境負荷の大きいものは直接排水口に流さないようにしましょう。
- ▶ 公共下水道整備済み区域では、下水道へ接続しましょう。
- ▶ 公共下水道整備区域や農業集落排水事業区域以外の地域では、合併処理浄化槽を設置しましょう。
- ▶ 近所迷惑となる騒音は出さないようにしましょう。
- ▶ 身近な生活空間に花や緑を増やす活動に参加しましょう。
- ▶ 公園や緑地の維持管理活動へ参加しましょう。
- ▶ 区・自治会が行う緑化・美化活動等に積極的に参加しましょう。

### 事業者が取り組んでいくこと

- ▶ 不適切な野焼きはやめましょう。また、農業などに伴うやむを得ない野焼きにおいても、風向や風量、時間帯などを考慮し、周辺環境に悪影響を与えないように努めましょう。
- ▶ 事業活動に起因する排ガス及び排水については、規制基準を遵守し、排出量の削減に努めましょう。
- ▶ 事業活動に起因する騒音・振動については、規制基準を遵守し、騒音・振動の低減に努めましょう。
- ▶ 有害化学物質や農薬など、環境に悪影響を与える恐れのあるものを取り扱う際には、法令を遵守し、適切な管理を徹底しましょう。

### 3. 快適さと豊かさを感じるまちづくり

#### 快適環境に係る計画体系

個別目標	環境施策
① 清潔なまちをつくろう	■ ポイ捨て・不法投棄対策の推進
	■ 環境美化活動の推進
② 美しい景観を保全整備しよう	■ 秩序ある土地利用の推進
	■ まち並み景観の向上
③ 歴史・文化に親しみ守ろう	■ 歴史・文化的資源の保護・活用
	■ 歴史・文化の保護意識高揚

#### 1) 市が主となって取り組んでいくこと

##### ① 清潔なまちをつくろう

###### ■ ポイ捨て・不法投棄対策の推進

橋本市衛生自治会などの関係機関と協力した啓発活動や、市ホームページ及び広報を用いたペットの飼育マナーの周知・啓発、環境パトロールの実施による不法投棄の未然防止などにより、ごみを放置しない、させない環境の形成に努めます。

- ポイ捨て防止に向けた啓発活動の推進
- ペットの飼育に関するマナーの周知・啓発
- 環境パトロールの実施

###### ■ 環境美化活動の推進

区・自治会やボランティア団体等による、清掃活動などの環境美化活動を支援することで、より一層のまちの美化を進めます。

- 環境美化活動への支援

## ② 美しい景観を保全整備しよう

### ■ 秩序ある土地利用の推進

計画的な土地利用を推進するため、用途地域の指定や変更を検討するとともに、周辺環境に与える影響が大きい大規模建築物などについては適正な指導、助言に努めます。

また、近年増加傾向にある太陽光発電設備の設置等について周辺環境との調和を図るなど、秩序ある土地利用を誘導するため、規制・指導等を推進します。

- 用途地域の指定及び変更による計画的な土地利用の推進
- 大規模建築物建設時の適正な指導、助言
- 太陽光発電設備の設置に伴う環境問題に対する規制・指導等の推進

### ■ まち並み景観の向上

適切に管理されていない空き地・空き家については、所有者に対する指導・啓発を通じた適正管理を推進するとともに、活用方法を検討していきます。また、屋外広告物に関しては違法な広告物を設置した者に対する指導など、周辺環境に配慮した規制・誘導を進めます。

- 空き地・空き家対策の推進
- 屋外広告物の秩序ある規制・誘導

## ③ 歴史・文化に親しみ守ろう

### ■ 歴史・文化的資源の保護・活用

歴史的建造物や文化財、伝統行事や民俗の保護に向けて、歴史・文化に関する調査研究を進め、適切な維持管理を行うとともに、観光資源としての活用を進めます。

- 歴史・文化の調査研究の推進
- 文化財、旧跡、歴史的建造物等の維持管理・活用

### ■ 歴史・文化の保護意識高揚

歴史・文化への関心を高め文化財保護意識の高揚を図るため、講演会や体験学習などを通じて市民が歴史・文化に触れ学ぶ機会の拡充を進めます。

- 歴史・文化に触れ学ぶ機会の拡充

## 2) 市民・事業者が日常の生活や行動の中で取り組んでいくこと

### 市民が取り組んでいくこと

- ポイ捨てや不法投棄はやめましょう。
- 自分の所有する土地であっても、ごみや不用品などを放置しないようにしましょう。
- ペットの飼育に関する正しいマナーを身につけましょう。
- 清掃活動など地域の環境美化活動に参加しましょう。
- 空き地・空き家の所有者は、定期的な状況把握を行うとともに、必要に応じ、修繕や除草、不法投棄に対する対策を講じるなど、適正な管理に努めましょう。
- 自らが歴史・文化の担い手として伝統行事や民俗を次世代に継承していきましょう。
- 本市の歴史や文化に関する講演会や体験学習などに参加し、地域の歴史・文化への関心を高めましょう。

### 事業者が取り組んでいくこと

- 建設や開発の際には、周辺環境との調和に配慮しましょう。
- 地域の一員として周辺環境の美化活動に取り組みましょう。

## 4. 未来のためにできることから始めるまちづくり

### 地球環境に係る計画体系

個別目標	環境施策
① 資源を大切に使う	■ 一般廃棄物の減量化・再使用・再生利用の推進
	■ 事業系一般廃棄物の発生抑制の推進
	■ 廃棄物の適正処理の推進
	■ 産業廃棄物の適正管理の推進
② 地球温暖化の防止に努めよう	■ 温室効果ガスの排出抑制
	■ 再生可能エネルギーの導入促進
	■ 太陽光発電設備の設置と自然環境の調和・規制

#### 1) 市が主となって取り組んでいくこと

##### ① 資源を大切に使う

###### ■ 一般廃棄物の減量化・再使用・再生利用の推進

ごみの分別やリサイクルの促進に向けて、広報やホームページ、住民説明会や学校教育・生涯学習などの機会を通じた周知や啓発を進めます。また、生ごみの堆肥化・減量化については水切りによる減量化を継続しつつ、堆肥の有効利用を進めるためのネットワーク構築を進めます。

- ▶ 3R 推進活動の促進・強化
- ▶ 生ごみ堆肥化・減量化の推進

###### ■ 事業系一般廃棄物の発生抑制の推進

「事業系ごみの減量と分別のマニュアル」を用いた周知や、事業系ごみの減量化・資源化に関する啓発を進めるとともに、一定量の廃棄物を排出する事業所に対しては廃棄物の減量を目的とした計画書の作成を依頼します。また、事業系ごみ指定袋の導入や事業系資源ごみ受入品目の拡充など制度面について検討を行います。

- ▶ 事業系ごみの減量化・資源化促進

###### ■ 廃棄物の適正処理の推進

区・自治会や市民の意見を集約し、ごみ収集・運搬体制の効率化に向けた体制の見直しなどを検討していきます。また、年度ごとにごみ処理実態の整理・公表を行うとともに、今後のごみ処理に対する方向性を3年に1回程度検証します。

- ▶ 効率的なごみ収集・運搬体制の確立
- ▶ ごみ処理実態の整理・公表

## ■ 産業廃棄物の適正管理の推進

---

産業廃棄物処理施設の設置に際しては、周辺環境に十分配慮し住民意見を尊重します。

また、民間業者による不法投棄、不適正処理などの違法行為の防止に向けて監視体制の強化を図るとともに、違反行為が明らかになった場合は速やかな行政指導及び処分を行うよう国・県などの関係機関に要請します。

- 産業廃棄物処理施設設置時の周辺環境への配慮・住民意見の尊重
- 産業廃棄物の不法投棄、不適正処理の防止に向けた監視体制の強化
- 産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する行政指導・処分の国・県等への要請

## ② 地球温暖化の防止に努めよう

### ■ 温室効果ガスの排出抑制

情報発信や啓発活動、環境教育を通じ、家庭や事業所における省エネルギー化の取り組みの普及を進めるとともに、「橋本市地球温暖化防止実行計画」に基づく市主体の省エネ活動を推進していきます。また、公共交通機関の利用促進やエコドライブの実践、公用車に低公害車を導入するなど温室効果ガスの排出の少ない交通手段・移動方法の普及を進めていきます。

- ▶ 家庭や事業所における省エネルギー化の推進
- ▶ 公共施設における省エネルギー化の推進
- ▶ 温室効果ガスの排出が少ない交通手段・移動方法の普及
- ▶ 代替フロン<sup>※</sup>の適正管理・処分の徹底

### ■ 再生可能エネルギーの導入促進

公共施設における再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市民や事業所への導入促進に向けて周知や啓発を進めます。

再生可能エネルギーの中でも、バイオマスや小水力など、太陽光以外の導入についても市民や事業所に対し情報を発信していくとともに、推進体制や規制について検討します。

- ▶ 公共施設における再生可能エネルギーの導入
- ▶ 市民や事業所における再生可能エネルギーの導入促進に向けた啓発
- ▶ 太陽光以外の再生可能エネルギーに対する推進体制、規制の検討

### ■ 太陽光発電設備の設置と自然環境の調和・規制

森林伐採等、自然環境への負荷を伴う事業用太陽光発電設備の開発に対して、負荷の低減を図るよう指導に努めるとともに、規制についても検討します。

- ▶ 環境負荷の小さい開発への誘導
- ▶ 事業用太陽光発電設備の設置に伴う環境問題に対する規制の検討

## 2) 市民・事業者が日常の生活や行動の中で取り組んでいくこと

### 市民が取り組んでいくこと

- ▶ エコバッグの持参や、詰め替え商品の選択など、日常生活からごみを出さない工夫をしましょう。
- ▶ 水切りや堆肥化など生ごみの減量化に取り組みましょう。
- ▶ リサイクル活動や資源回収事業に協力しましょう。
- ▶ 節電・節水を心掛け、省エネルギー行動を実践しましょう。
- ▶ 車や家電製品を購入する際には環境負荷の小さい製品を検討しましょう。
- ▶ アイドリングストップなどのエコドライブを実践しましょう。
- ▶ 公共交通機関や自転車など温室効果ガス排出の少ない移動手段を活用しましょう。
- ▶ 再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。

### 事業者が取り組んでいくこと

- ▶ 消費者にエコバッグや容器を持参するように働きかけましょう。
- ▶ 事業活動に伴うごみの排出量の削減に努めるとともに、分別を徹底しましょう。
- ▶ 節電・節水を心がけ、省エネルギー行動を実践しましょう。
- ▶ 設備や業務用品を購入する際には環境負荷の小さい製品を検討しましょう。
- ▶ アイドリングストップなどのエコドライブを実践しましょう。
- ▶ 再生可能エネルギーを導入する際は、周辺環境への負荷の低減を検討しましょう。

## 第6章 計画の推進体制と進行管理

### 1. 計画の推進体制

本計画を推進し、目指すべき目標像を実現するためには、個々の立場で取り組むことはもちろん、各主体の役割のもと連携、協力していくことが重要となります。

そのため、市民・事業者・行政の各主体が環境に対する意識を高く持ち続け、本計画に関わる全ての人々が一体となって協働できる体制を構築していきます。

#### ■ 市の責務

- 市は、良好な環境の保全に関する総合的及び基本的な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。(橋本市環境保全条例 第3条)
- 市は、良好な環境を保全するために率先して環境への負荷の低減に努め、市民及び事業者に対し知識の普及を図るとともに、良好な環境を保全するために行われる活動を育成し、地域の良好な環境づくりが図られるように努めなければならない。(橋本市環境保全条例 第4条)

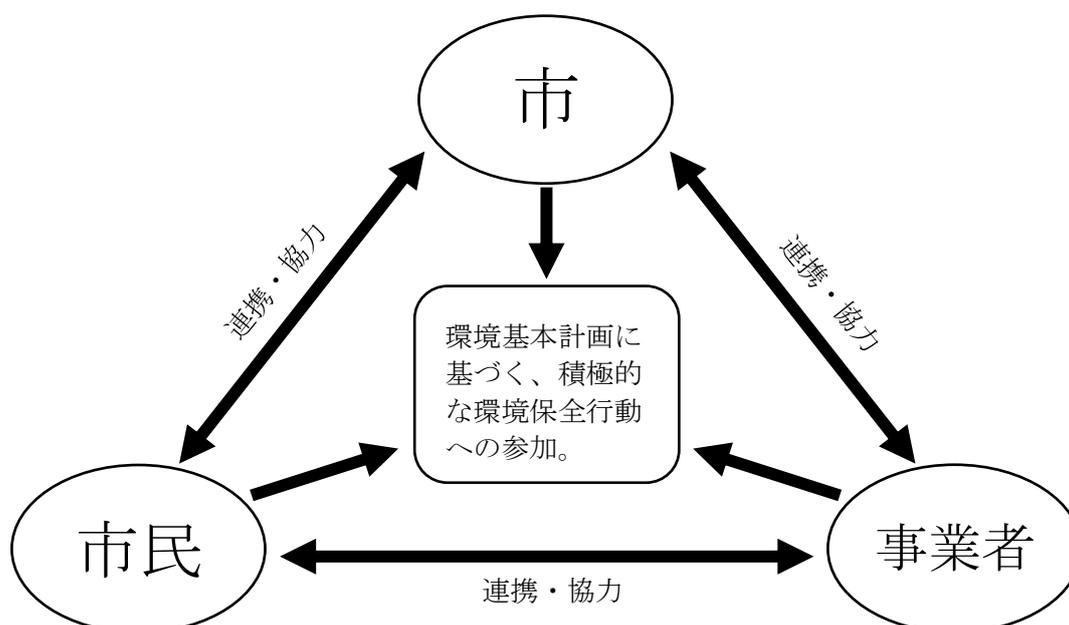
#### ■ 事業者の責務

- 事業者は、その事業活動を行うに当たり、これに伴う環境への負荷の低減に努め、良好な環境を損なうことのないよう常に配慮するとともに、必要な対策及び措置を講ずるよう努めなければならない。(橋本市環境保全条例 第5条)
- 事業者は、市が実施する良好な環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。(橋本市環境保全条例 第6条)

#### ■ 市民の責務

- 市民は、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、地域の良好な環境の保全に努めなければならない。(橋本市環境保全条例 第7条)
- 市民は、市が実施する良好な環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。(橋本市環境保全条例 第8条)

#### 推進体制のイメージ

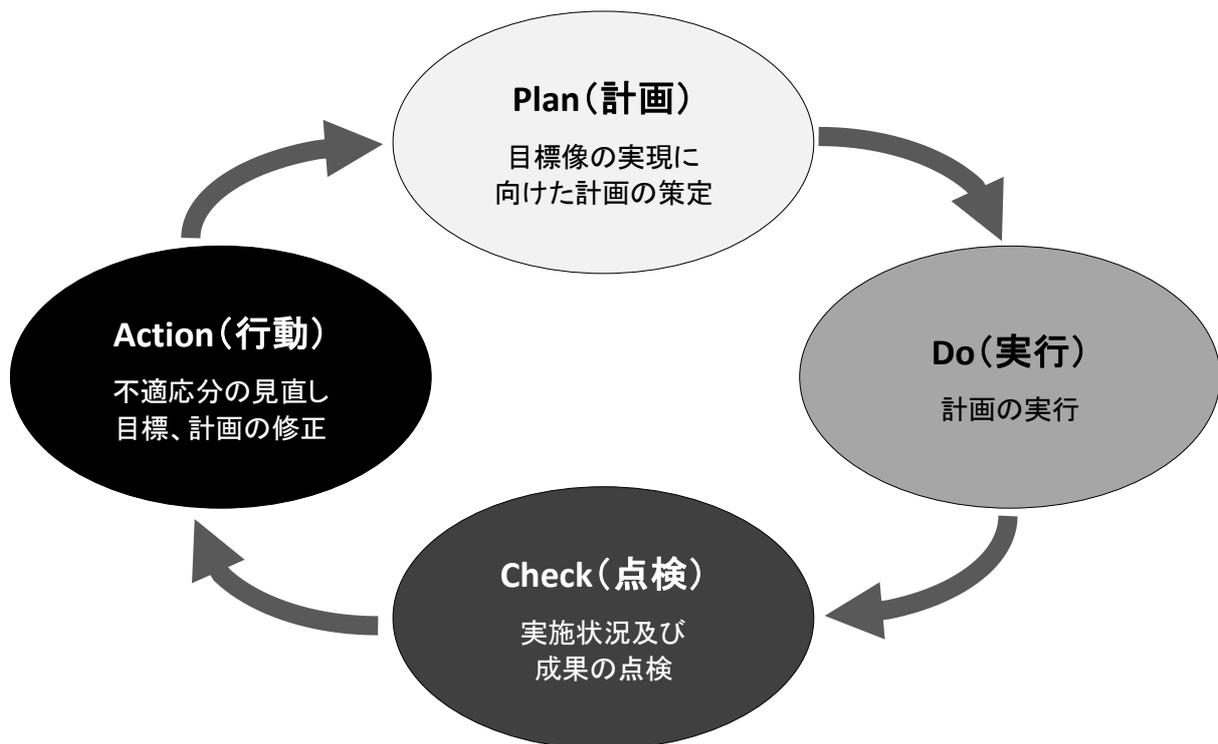


## 2. 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実行・運用、継続的な見直し・改善までの一連の流れとして、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（点検）⇒Action（行動）のローテーションを確立させて推進していきます。

計画推進の実効性及び透明性を明らかにするため、計画の進捗状況について広報やインターネットなどで市民や事業者などへ公表していきます。なお、公表は毎年行うものとし、進捗状況に関する点検・評価を行い、適宜計画の見直しを図るものとします。

### 進行管理システムのイメージ



### 3. 進行管理指標

計画の実施状況及び成果を点検するために以下に示す指標を設け、計画の進行を管理します。

#### 進行管理指標

環境の分野	指標		現況値	中間値 (2022年)	目標値 (2027年)
	指標名	単位			
自然環境	新規就農者数	人	9	15	20
	森林整備面積（伐採面積のうち間伐面積）	ha/年	54	70	100
	森林ボランティア登録件数	件	0	-	1
	社会教育認定団体（環境関連）数	団体	5	6	7
生活環境	伊都総合庁舎における二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）の測定値※ <sup>1</sup>	ppm	0.010	0.010	0.010
	橋本市に寄せられる公害苦情のうち不適切な野焼きに係る苦情の件数	件/年	31	28	25
	市内5地点における生物化学的酸素要求量（BOD）測定値の環境基準達成状況（環境基準達成地点/5地点×100）※ <sup>2</sup>	%	100	100	100
	し尿及び生活雑排水の水洗化率	%	82.6	83.5	85.0
	橋本市に寄せられる公害苦情のうち雑草の繁茂に係る苦情の件数	件/年	93	85	80
	アダプト制度による公園緑地の維持管理参加団体数	件	0	10	30
快適環境	橋本市に寄せられる公害苦情のうち不法投棄に係る苦情の件数	件/年	38	35	30
	環境保全奉仕作業実施地区数（全109地区）	地区	71	80	100
	特定空家等の改善件数	件	0	60	150
	指定・登録文化財件数	件	124	130	135
地球環境	生活系ごみ1人1日あたりの平均排出量	g	515	500	480
	事業系ごみ1日あたりの平均排出量	t	16	15.5	15
	市の事務事業による温室効果ガス総排出量	t-CO <sub>2</sub>	13,483	13,000	12,500
	固定価格買取制度において導入された再生可能エネルギーの設備容量	kW	18,801	19,500	21,000

※1 測定値は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値を参照する。

※2 測定値は、生物化学的酸素要求量（BOD）の75%値を参照する。

# 資料編

## 市民アンケート調査結果

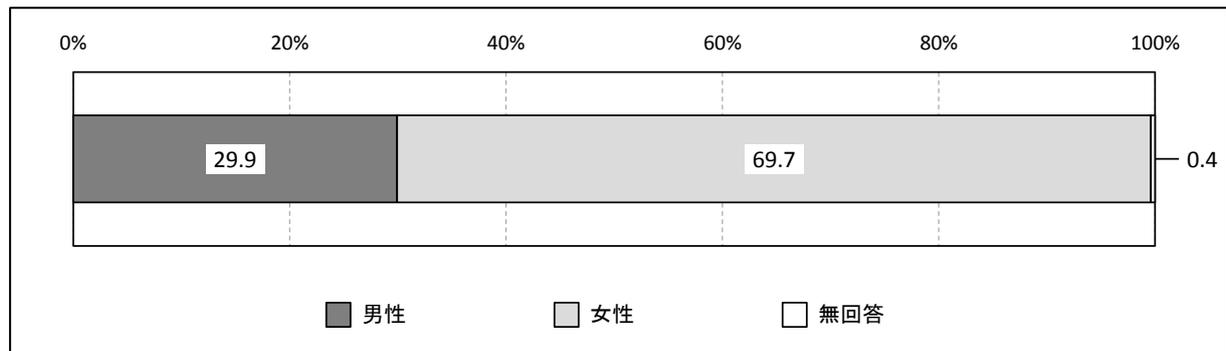
### ■ 実施概要

調査期間	平成 29 年 12 月 11 日 (月) ~ 12 月 25 日 (月)
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
配布数	1,350 部
ウェブアンケート回答者数	38 部 (※13 部は調査票配布者)
回収数 (回収率)	508 部 (508/1,375 = 36.9%)

### ■ 回答者属性

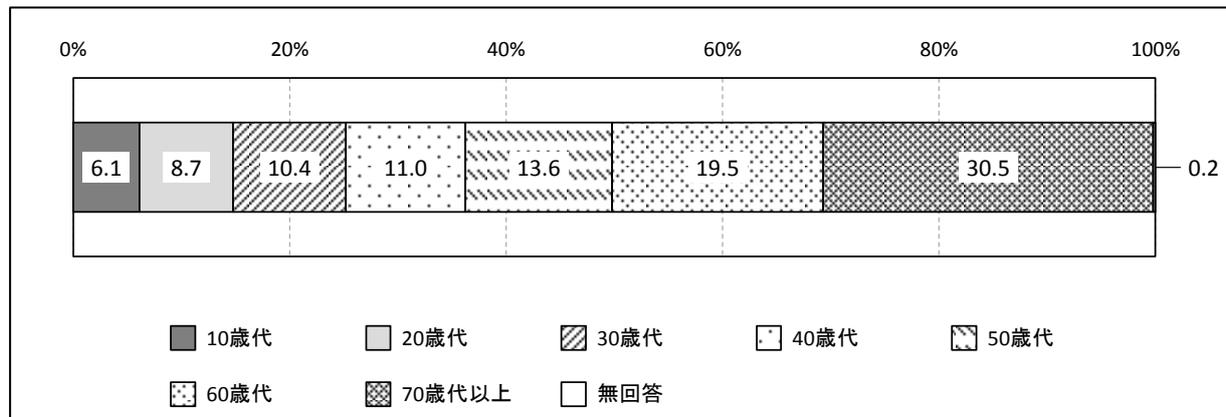
#### ➤ 性別

回答者の性別は、「男性」が 29.9%、「女性」が 69.7%と、女性の回答率が高い傾向にありました。また、「無回答」は 0.4%となっています。



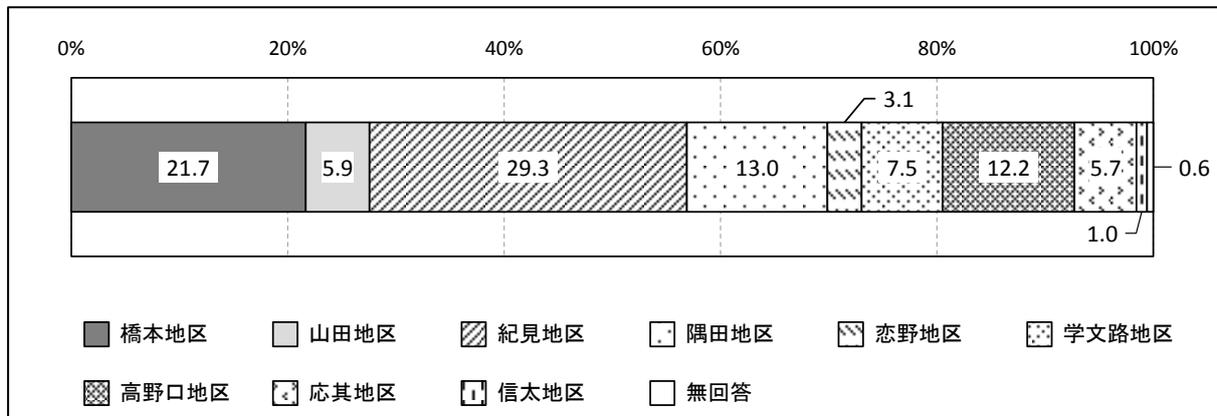
#### ➤ 年齢

回答者の年齢は、「70 歳代以上」が 30.5%と最も多く、年齢が下がるにつれ回答率が低くなる傾向が見られました。



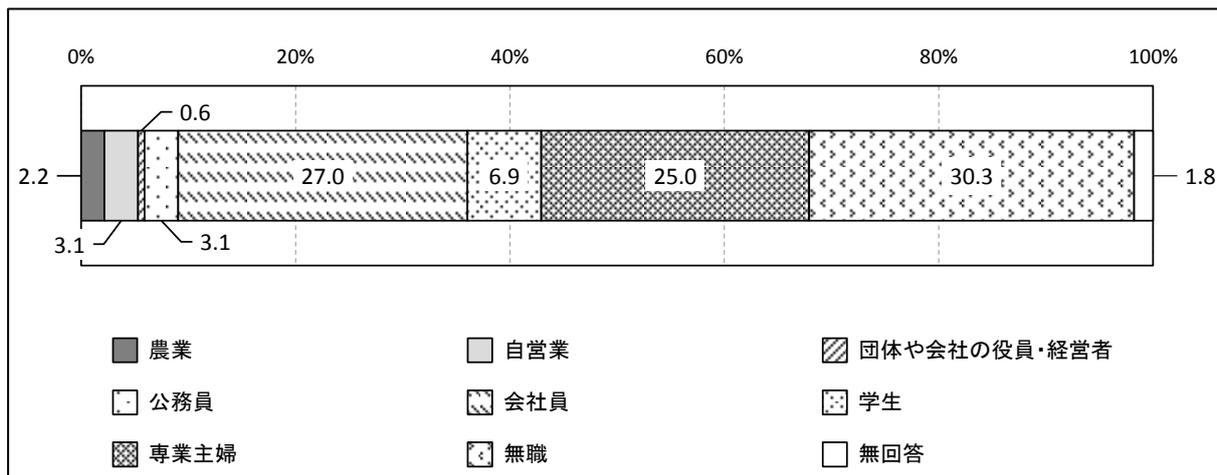
### ➤ 居住地区

回答者の居住地区は、「紀見地区」の29.3%が最も多く、次いで「橋本地区」が21.7%という結果になりました。



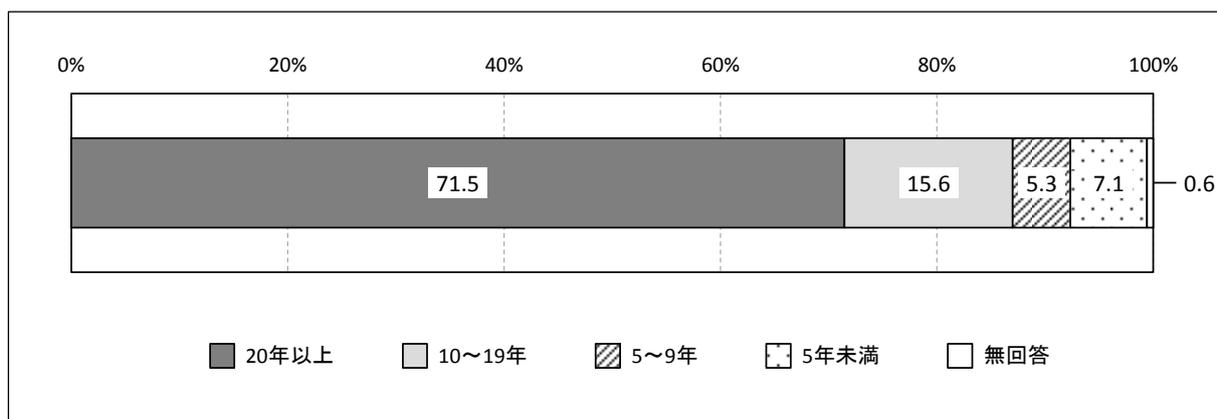
### ➤ 職業

回答者の職業は、「無職」が30.3%と最も多く、次いで「会社員」の27.0%、「専業主婦」の25.0%という結果になりました。



### ➤ 居住年数

回答者の8割以上が10年以上（「20年以上」、「10～19年」）橋本市に在住しているという結果になりました。

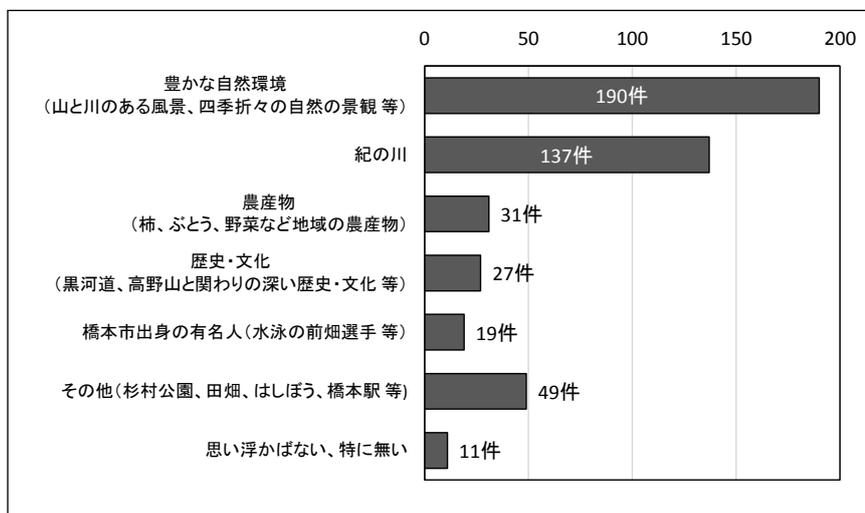


## ■ 単純集計結果

### ➤ 橋本市の環境のシンボルについて

#### ◆ 橋本市の環境のシンボルは何だとお考えですか

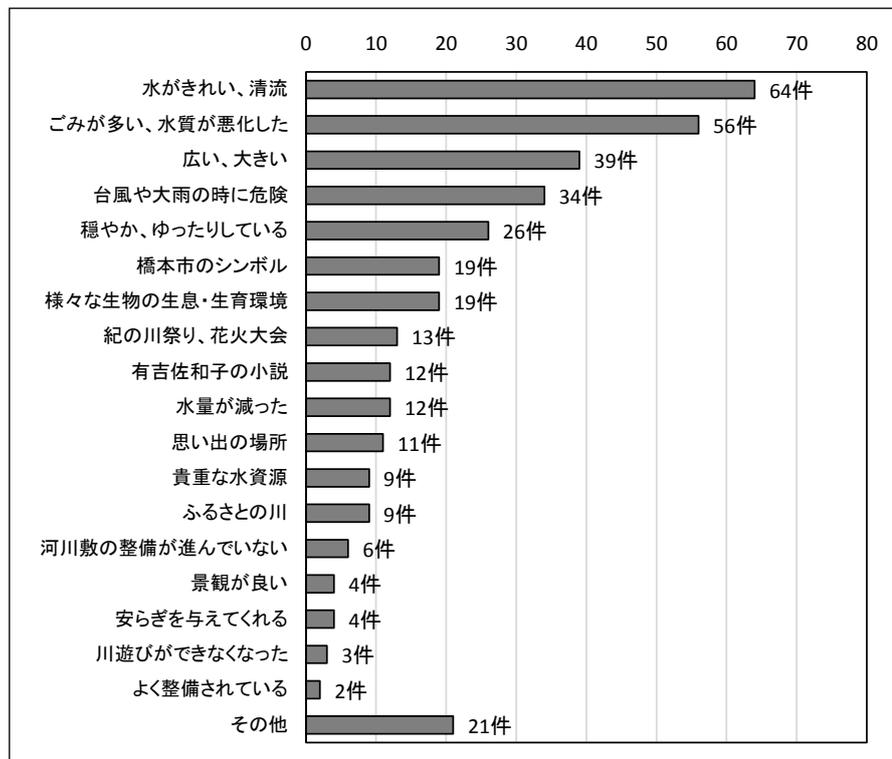
橋本市の環境のシンボルは何かという質問に対して、山と川のある風景、紅葉など四季折々の自然景観など、橋本市の特色の1つである「豊かな自然環境」という意見が最も多く、次いで多いのが「紀の川」という意見でした。



#### ◆ あなたが思う「紀の川」のイメージはどのようなものですか

「紀の川」のイメージはどのようなものかという質問に対して、「水がきれい、清流」という意見が最も多く、次いで「ごみが多い、水質が悪化した」が多い傾向が見られました。

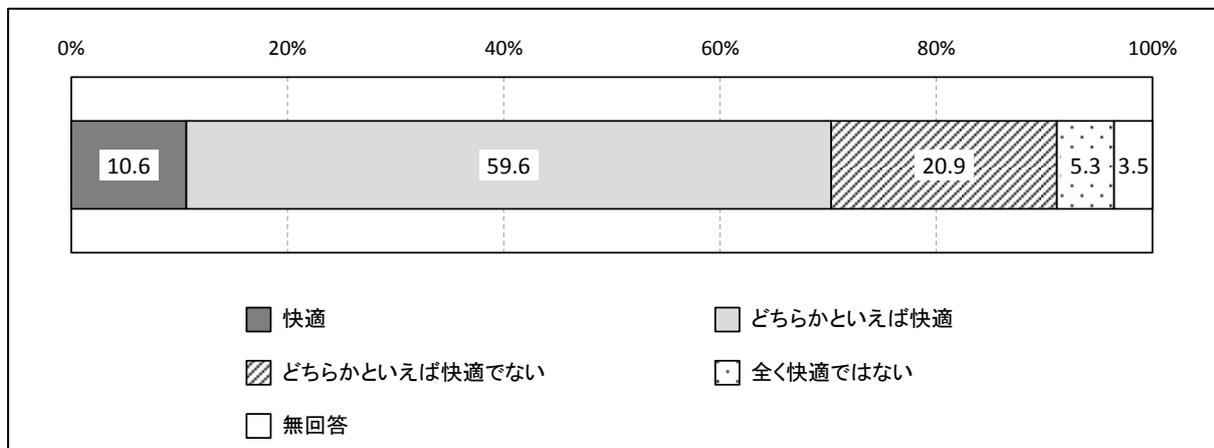
また、「その他」の意見としては、「紀の川が身近に無いのでイメージがわからない」、「近寄り難い」、「水泳の前畑選手が練習していた場所」などの意見が見られました。



➤ 橋本市の現在の環境について

◆ 現在の橋本市の環境について、どのように感じていますか

70%以上の回答者が橋本市の環境を概ね快適である（「快適」、「どちらかといえば快適」）と感じている結果になりました。

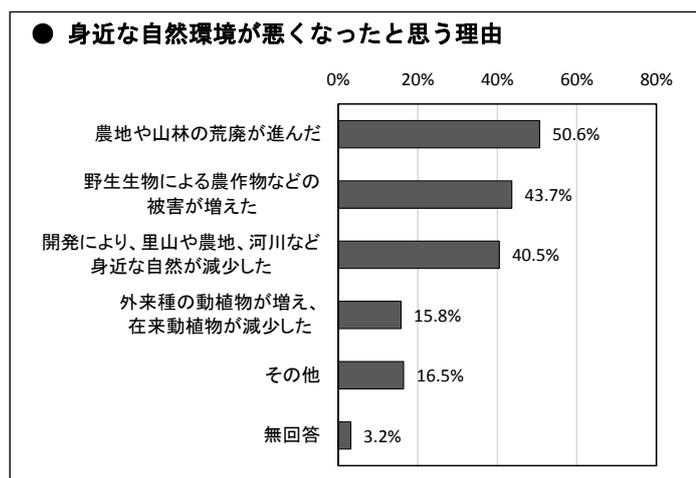
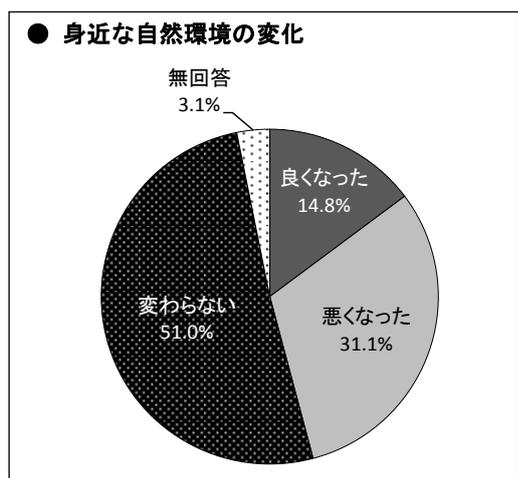


◆ 現在とおよそ10年前を比較して、橋本市の環境はどのように変化しましたか

(ア) 身近な自然環境

現在とおよそ10年前を比較して、自然環境がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の51.0%、次いで多いのが「悪くなった」の31.1%、「良くなった」は14.8%という結果になりました。

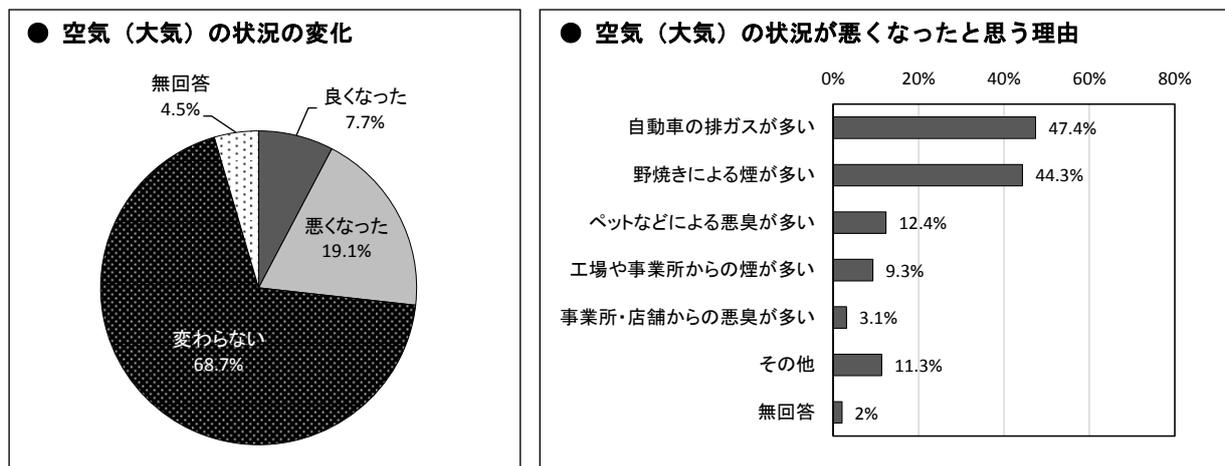
また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「農地や山林の荒廃が進んだ」、「野生生物による農作物などの被害が増えた」、「開発により、里山や農地、河川など身近な自然が減少した」が多い傾向にありました。



### (イ) 空気（大気）の状況

現在とおよそ10年前を比較して、空気（大気）の状況がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の68.7%、次いで多いのが「悪くなった」の19.1%、「良くなった」は7.7%という結果になりました。

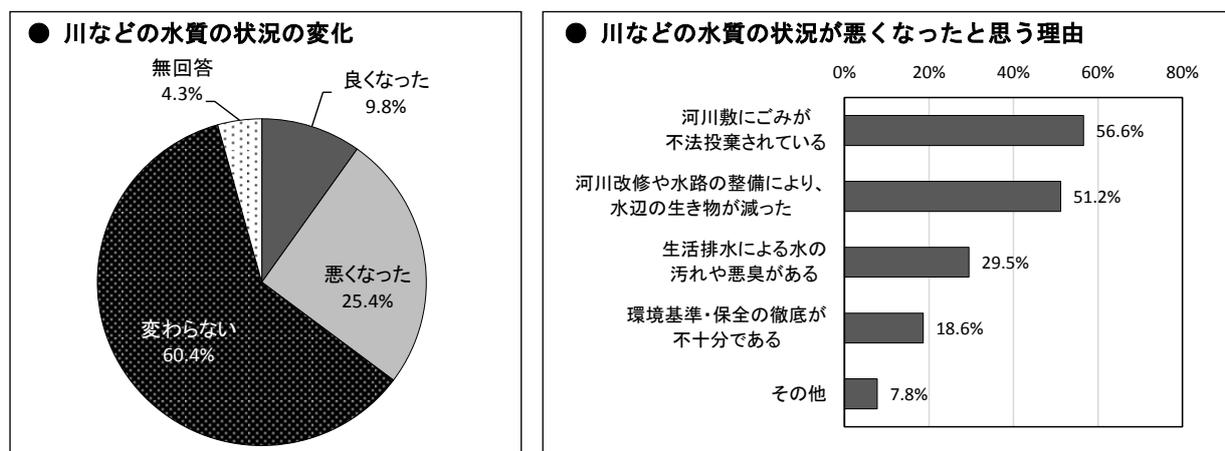
また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「自動車の排ガスが多い」や「野焼きによる煙が多い」と回答する人が多い傾向にありました。



### (ウ) 川などの水質の状況

現在とおよそ10年前を比較して、川などの水質がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の60.4%、次いで多いのが「悪くなった」の25.4%、「良くなった」は9.8%という結果になりました。

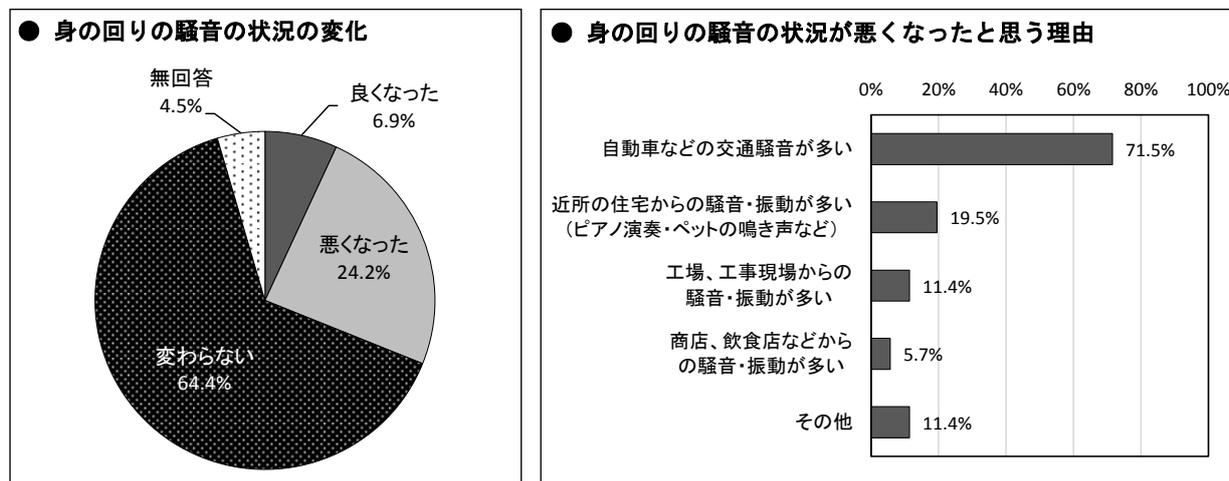
また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「河川敷にごみが不法投棄されている」や「河川改修や水路の整備により水辺の生き物が減った」と回答する人が多い傾向にありました。



### (エ) 身の回りの騒音の状況

現在とおよそ10年前を比較して、身の回りの騒音がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の64.4%、次いで多いのが「悪くなった」の24.2%、「良くなった」は6.9%という結果になりました。

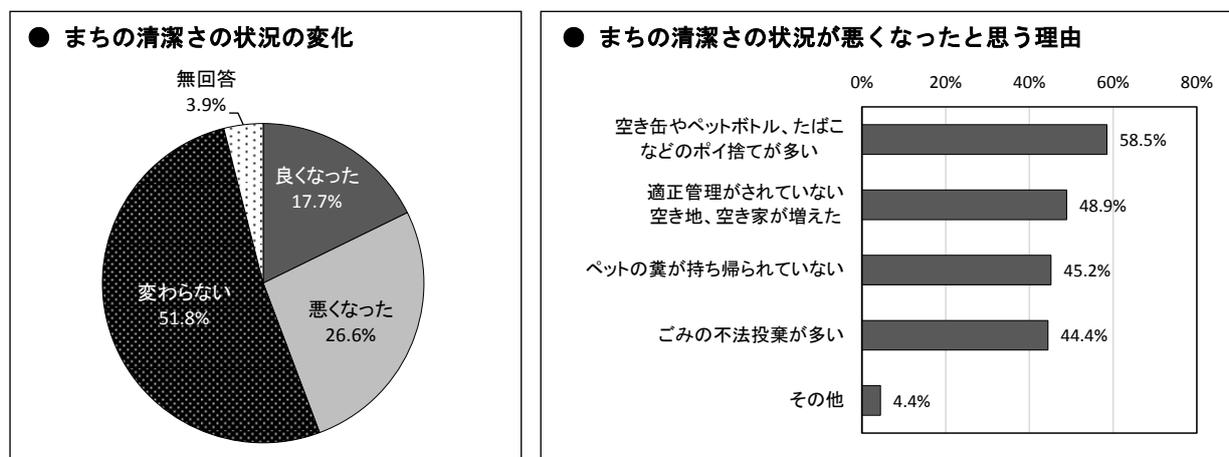
また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「自動車などの交通騒音が多い」と回答する人が最も多い傾向にありました。



### (オ) まちの清潔さの状況

現在とおよそ10年前を比較して、まちの清潔さがどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の51.8%、次いで多いのが「悪くなった」の26.6%、「良くなった」は17.7%という結果になりました。

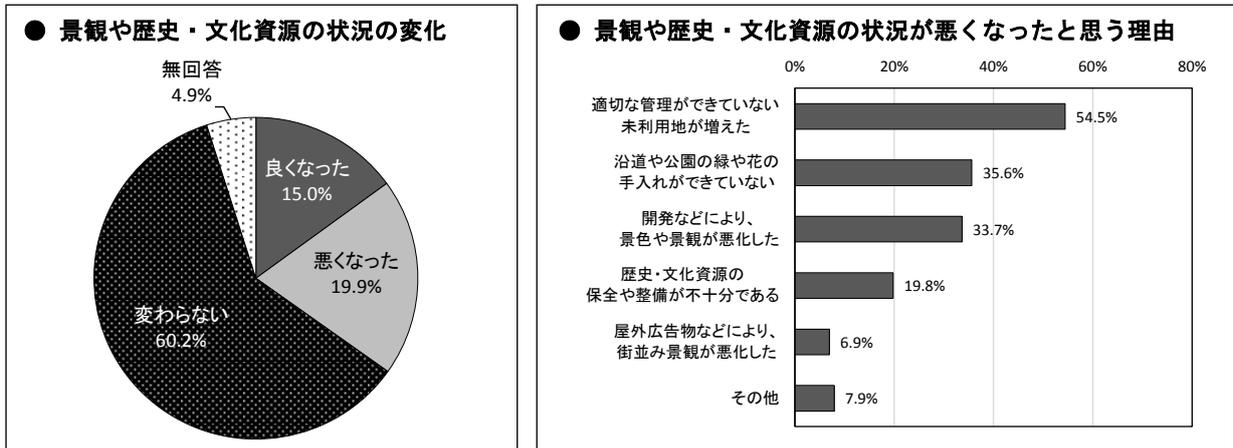
また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、複数の項目を選択する人が多く、多岐にわたる理由によりまちの清潔さが損なわれていると考える人が多い傾向にあることが分かりました。



(カ) 景観や歴史・文化資源の状況

現在とおよそ10年前を比較して、景観や歴史・文化資源の状況がどのように変化したか質問したところ、最も多い意見は「変わらない」の60.2%、次いで多いのが「悪くなった」の19.9%、「良くなった」は15.0%という結果になりました。

また、「悪くなった」と回答した人に、その理由を質問したところ、「適切な管理ができていない未利用地が増えた」と回答する人が多い傾向にある事が分かりました。

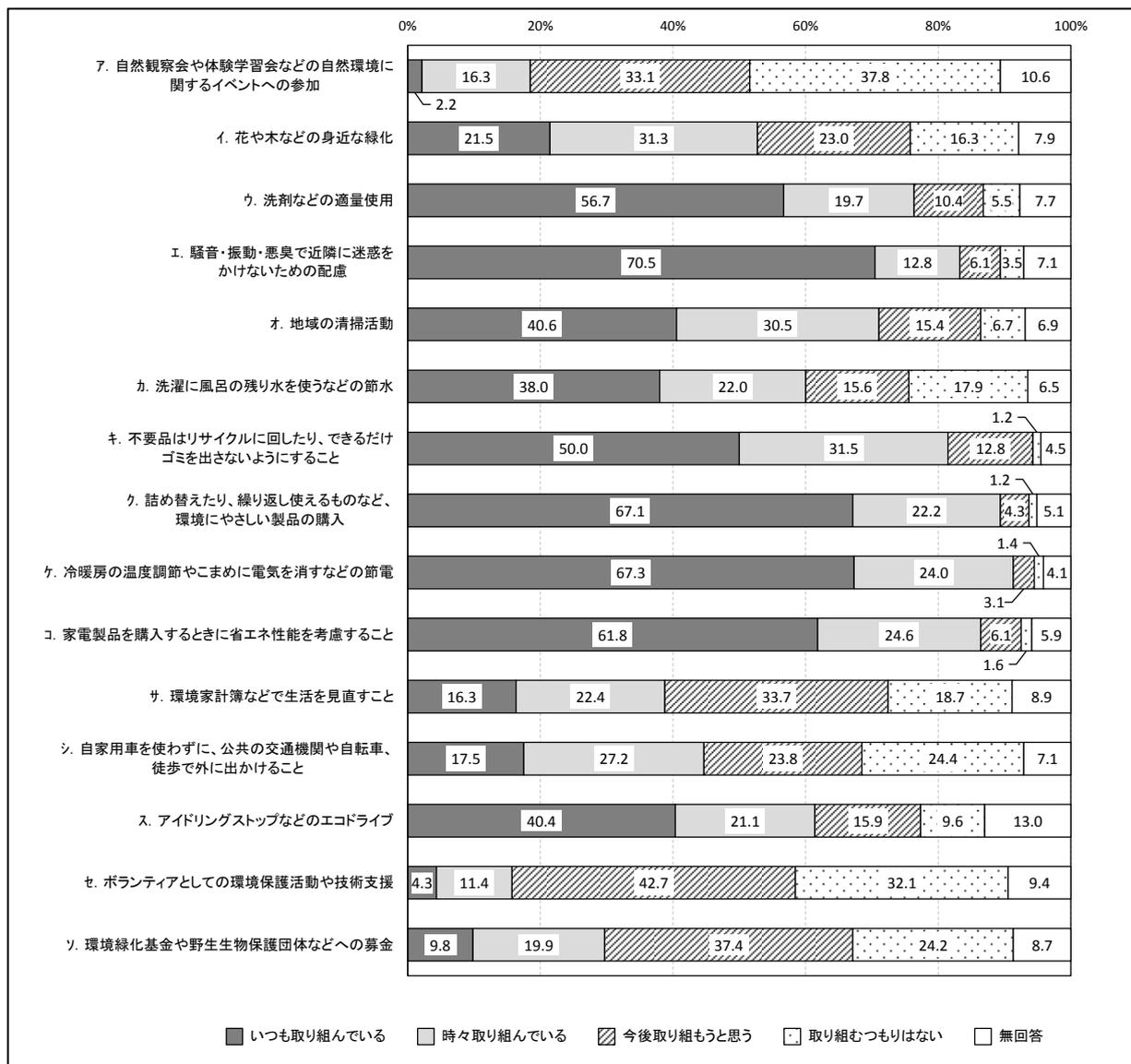


➤ 環境問題への取り組みについて

◆ あなたは現在、環境に関する取り組みをされていますか

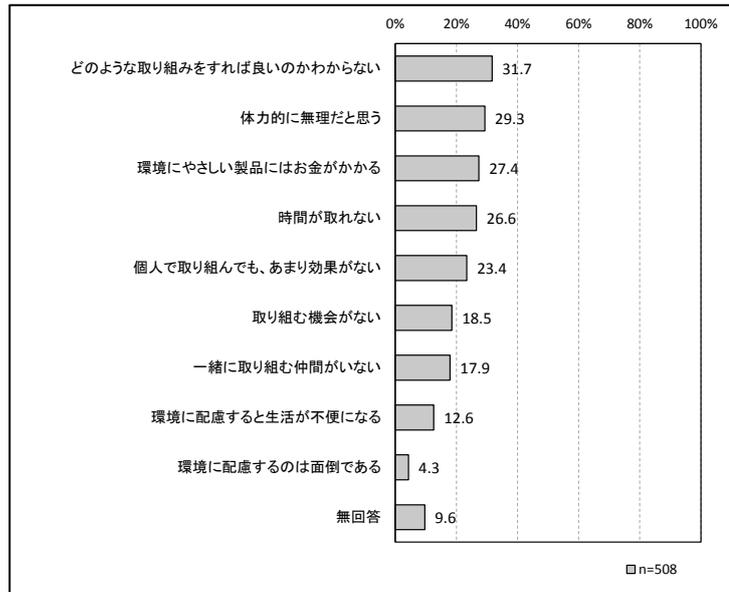
環境に関する取り組み状況について質問したところ、既に多くの市民ができることから環境に配慮した取り組みを行っており、特に「ク. 詰め替えたり、繰り返し使えるものなど、環境に優しい製品の購入」、「ケ. 冷暖房の温度調節やこまめに電気を消すなどの節電」、「コ. 家電製品を購入するときに省エネ性能を考慮すること」の3項目では約9割の人が既に取り組んでいる（「いつも取り組んでいる」、「時々取り組んでいる」と回答しています）。

また、現状では取り組んでいる人の少ない「ア. 自然観察会や体験学習などの自然環境に関するイベントへの参加」、「セ. ボランティアとしての環境保護活動や技術支援」、「環境緑化基金や野生生物保護団体などへの募金」などの項目についても、3割以上の方が「今後取り組もう思う」と考えており、環境保全に関する意識の高さが表れています。



### ◆ 環境に関する取り組みを行う上での問題点は何ですか

環境に関する取り組みを行う上での問題点は何かと質問したところ、最も多いのは「どのような取り組みをすれば良いのか分からない」で次いで多いのが「体力的に無理だと思う」が多い傾向にありました。

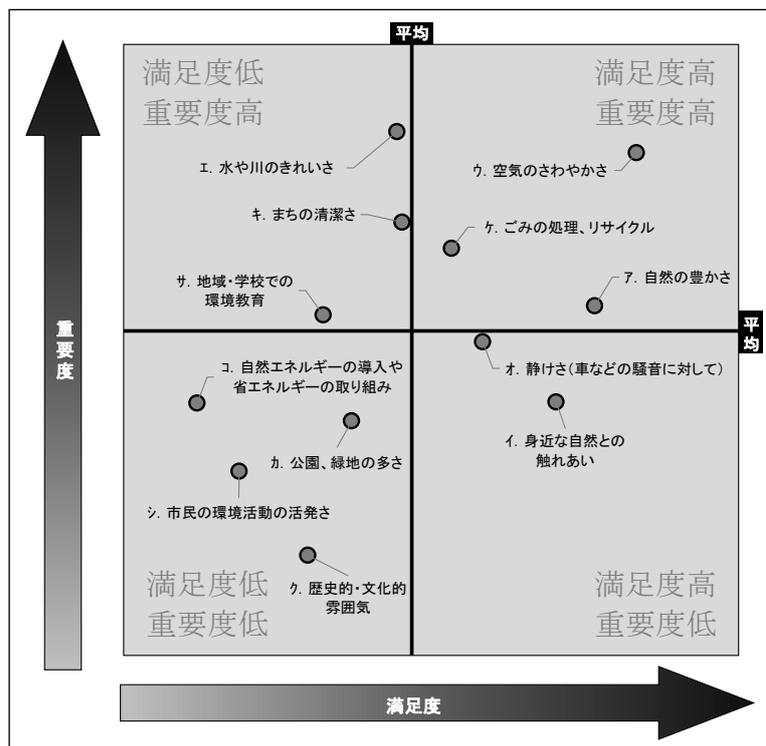


### ➤ 環境への意識について

#### ◆ 現在の橋本市の環境に対する重要度・満足度

環境に関する各要素のうち重要度が高い項目（グラフの上）として、「ア. 自然の豊かさ」、「ウ. 空気のさわやかさ」、「エ. 水や川のきれいさ」、「キ. まちの清潔さ」、「ケ. ごみの処理、リサイクル」、「サ. 地域・学校での環境教育」の6項目が挙げられています。

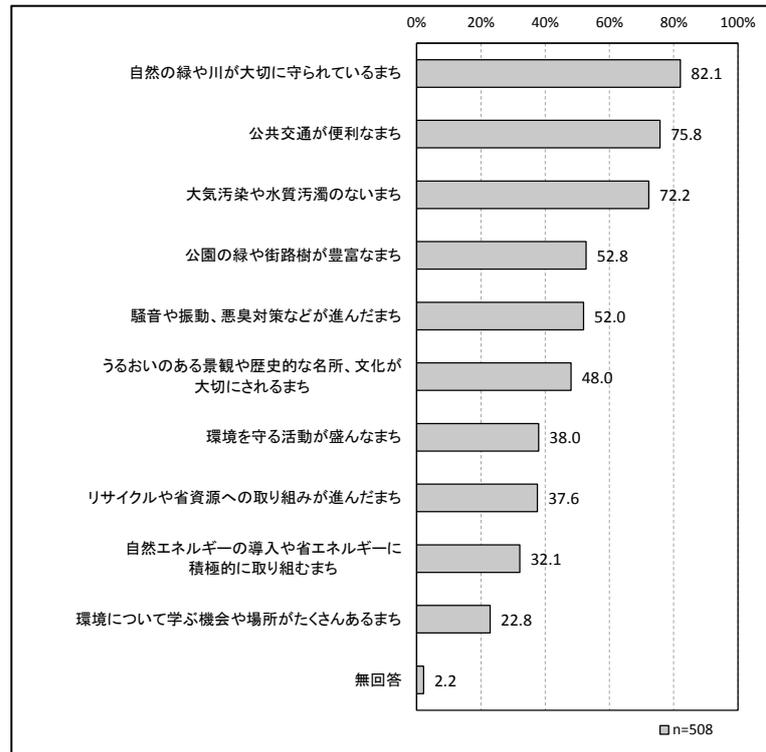
このうち、重要度が平均以上にも関わらず満足度が平均以下（グラフ左上）の項目としては、「エ. 水や川のきれいさ」、「キ. まちの清潔さ」、「サ. 地域・学校での環境教育」の3項目が挙げられており、これらの項目については、特に課題があると考えられます。



## ➤ 橋本市の将来の環境について

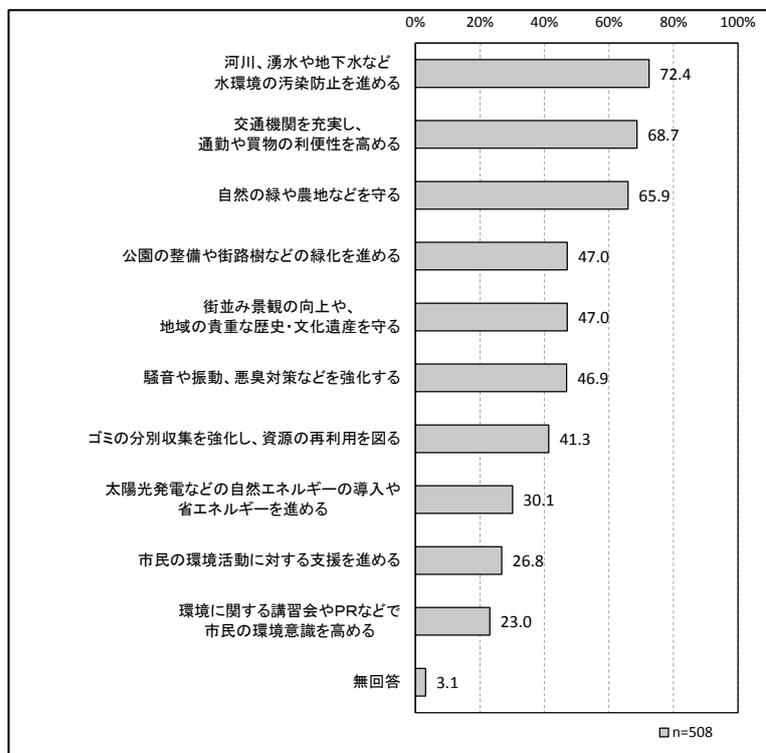
### ◆ 将来橋本市がどのようなまちになることを望んでいますか

将来の橋本市がどのような環境になって欲しいか質問したところ、「自然の緑や川が大切に守られているまち」、「公共交通が便利なまち」、「大気汚染や水質汚濁のないまち」が上位3つを占めており、橋本市の特色である豊かな自然環境の保全と安心で快適な生活環境の両立を重要視している市民が多い傾向にあることが伺えます。



### ◆ 環境をよくするためにどのような取り組みが重要だと考えますか

環境を良くするためにどのような取り組みが重要だと考えるか質問したところ、「河川、湧水や地下水など水環境の汚染防止を進める」、「交通機関を充実し、通勤や買い物の利便性を高める」、「自然の緑や農地を守る」など、前項の望ましい橋本市の将来像に対応したものが、上位を占めている状況にあります。



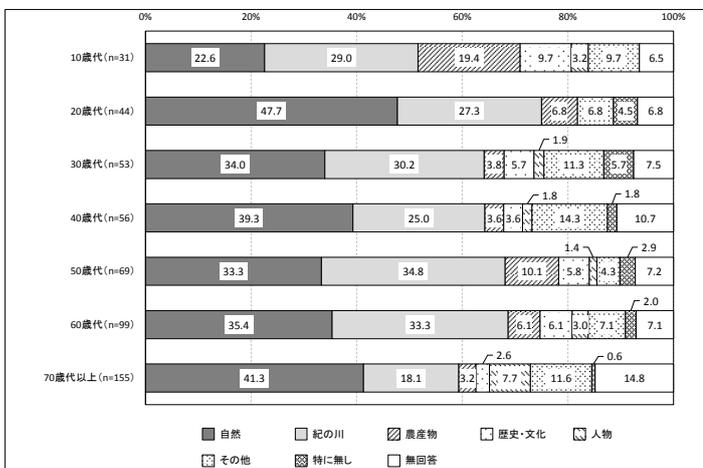
## ■ クロス集計結果

### ◆ 橋本市の環境のシンボルはなんですか

#### ① 年齢別

全年齢を通して、「自然」、「紀の川」を占める割合が高い傾向にあります。

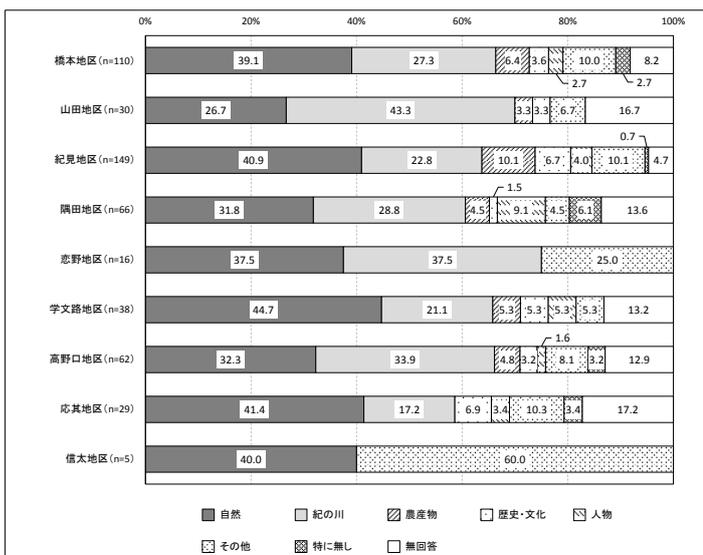
また、年齢別の特徴を見ると10歳代では「農産物」という意見が高く、20歳代では「自然」という意見が高くなる傾向が見られました。



#### ② 居住地区別

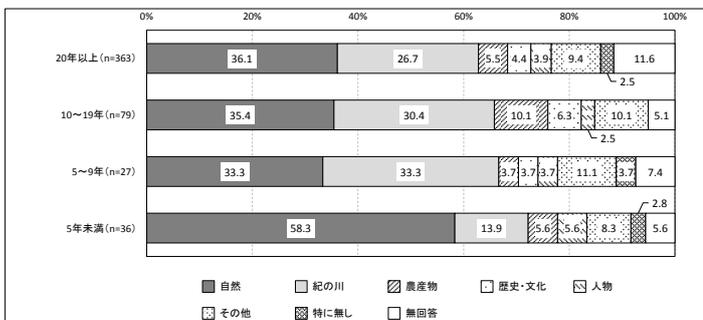
全ての居住地区で「自然」という意見が多い傾向にありました。

また、信太地区を除く地区では、「紀の川」という意見も多く、特に山田地区、高野口地区では「自然」よりも「紀の川」と回答する人が多い傾向にありました。



#### ③ 居住年数別

居住年数5年以上（「5～9年」、「10～19年」、「20年以上」）では「自然」、「紀の川」という意見が同程度なのに対して、5年未満では「自然」という意見が高くなる傾向が見られます。

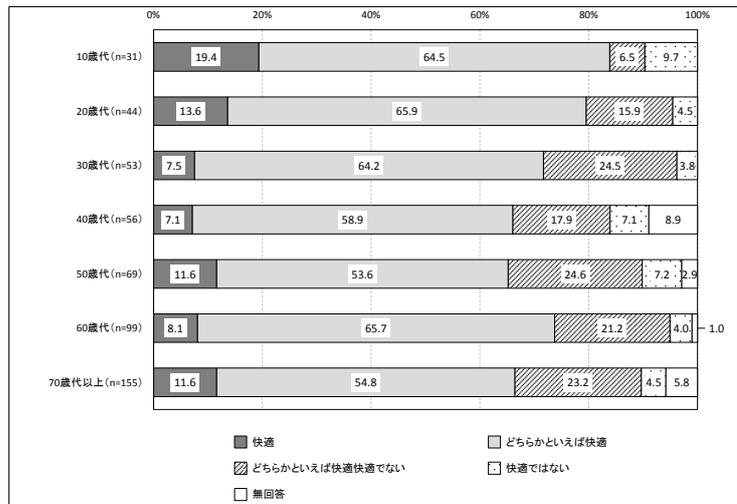


## ◆ 現在の橋本市の環境について、どのように感じていますか

### ① 年齢別

全年齢をとおして、快適(「快適」、「どちらかといえば快適」という意見が高い傾向にあります。

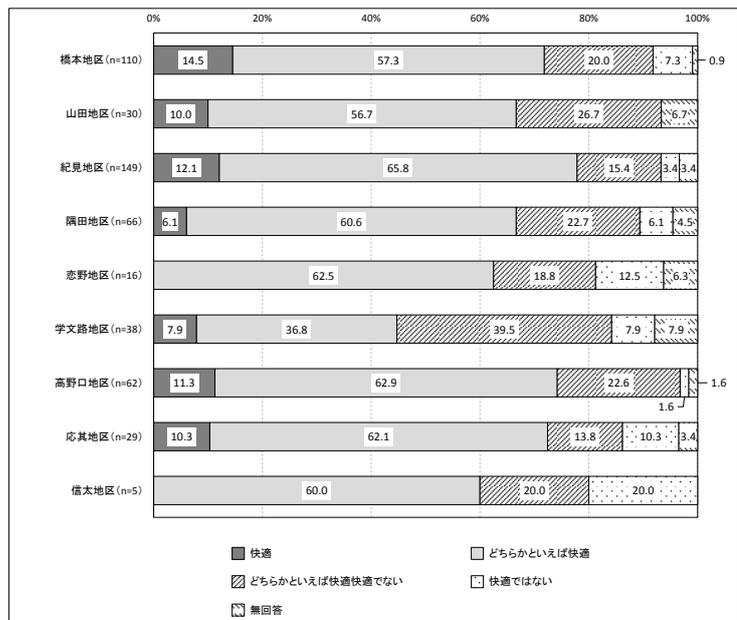
特に、10歳代では80%以上の人が快適と回答しています。



### ② 居住地区別

学文路地区を除く全ての地区で60%以上の人が快適(「快適」、「どちらかといえば快適」と回答しています。

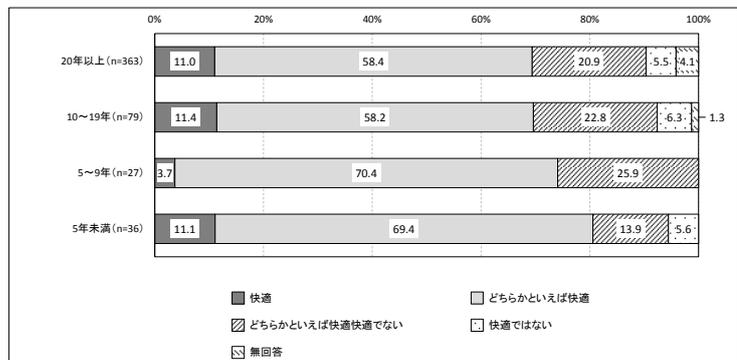
一方、学文路地区では快適よりも快適でない(「どちらかといえば快適ではない」、「快適ではない」と回答しています。



### ③ 居住年数別

全ての居住年数で、快適(「快適」、「どちらかといえば快適」という意見が60%を超えています。

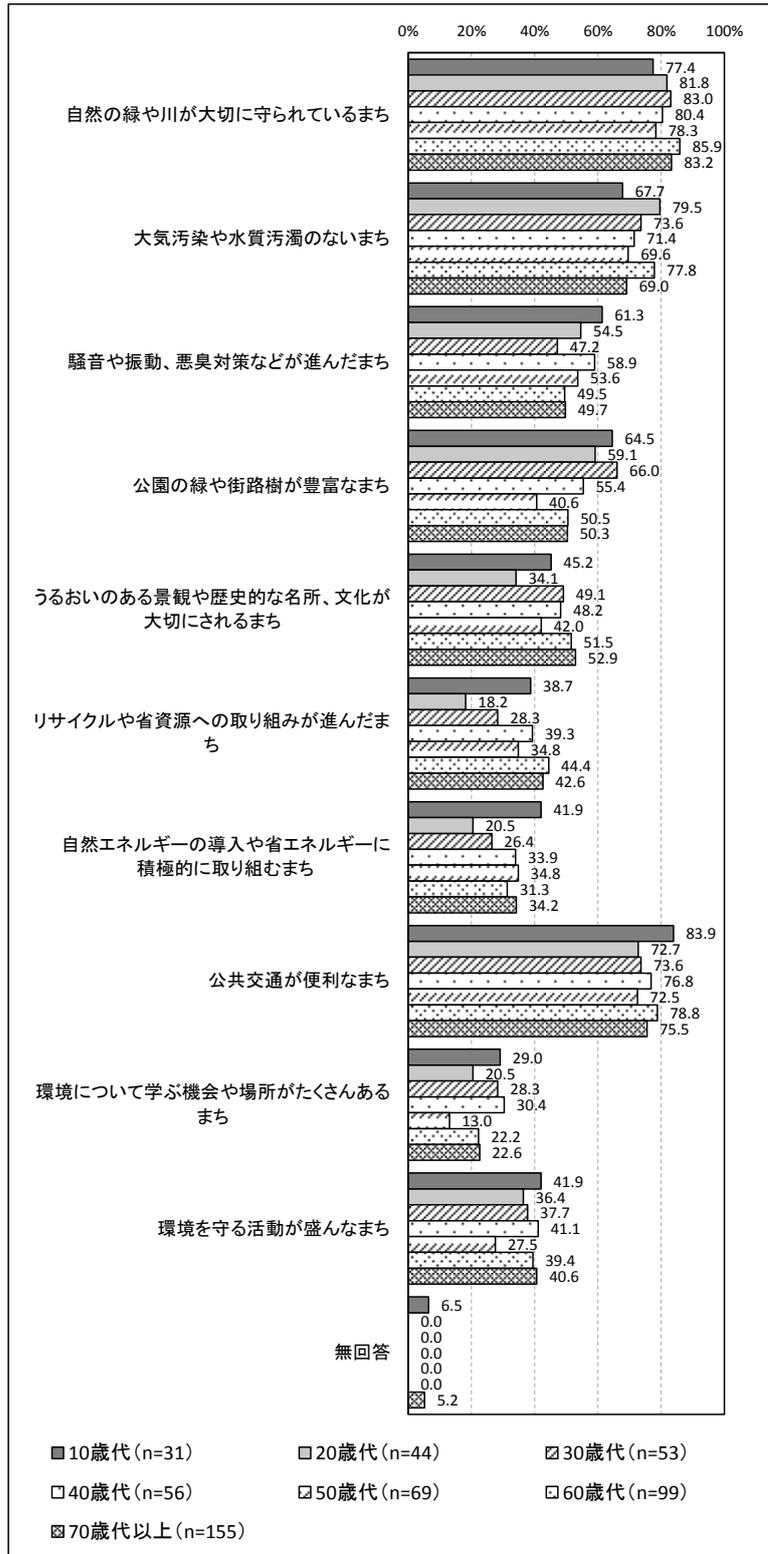
一方、居住年数が長くなるにつれ、快適でない(「どちらかといえば快適ではない」、「快適ではない」と回答する人が多くなる傾向が見られました。



◆ 将来、橋本市がどのようなまちになることを望んでいますか

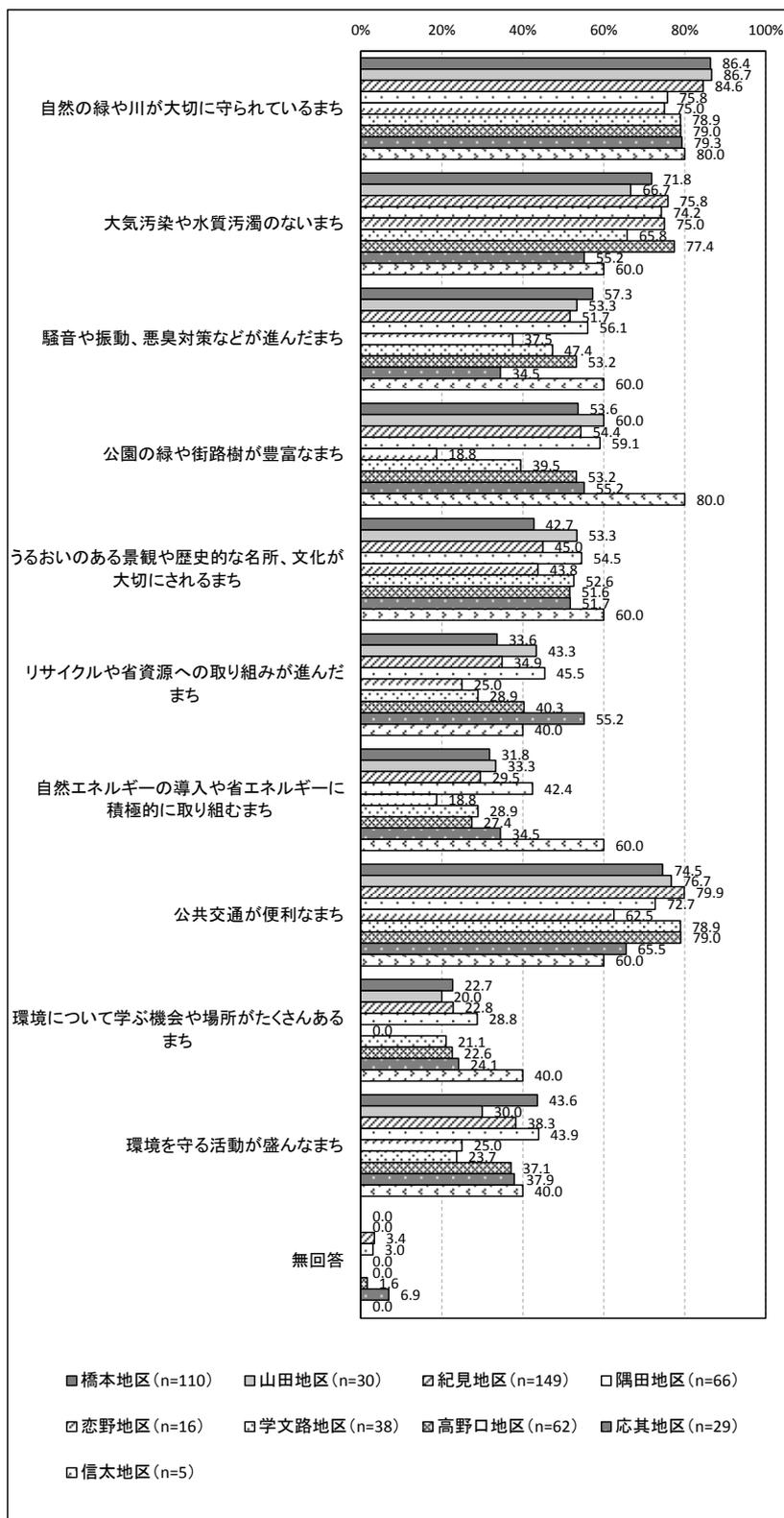
① 年齢別

各項目に対して年齢別の特徴をみると、10歳代、40歳代、60歳代、70歳代では全年齢の結果と大きな差は見られませんでした。20歳代では「うるおいのある景観や歴史的な名所、文化が大切にされるまち」、「リサイクルや省資源への取り組みが進んだまち」、「自然エネルギーの導入や省エネルギーに積極的に取り組むまち」で全体より10%以上低くなっていました。30歳代では、「公園の緑や街路樹が豊富なまち」で全体より10%以上低くなっていました。50歳代では「公園の緑や街路樹が豊富なまち」、「環境を守る活動が盛んなまち」で全体より10%以上低くなっていました。



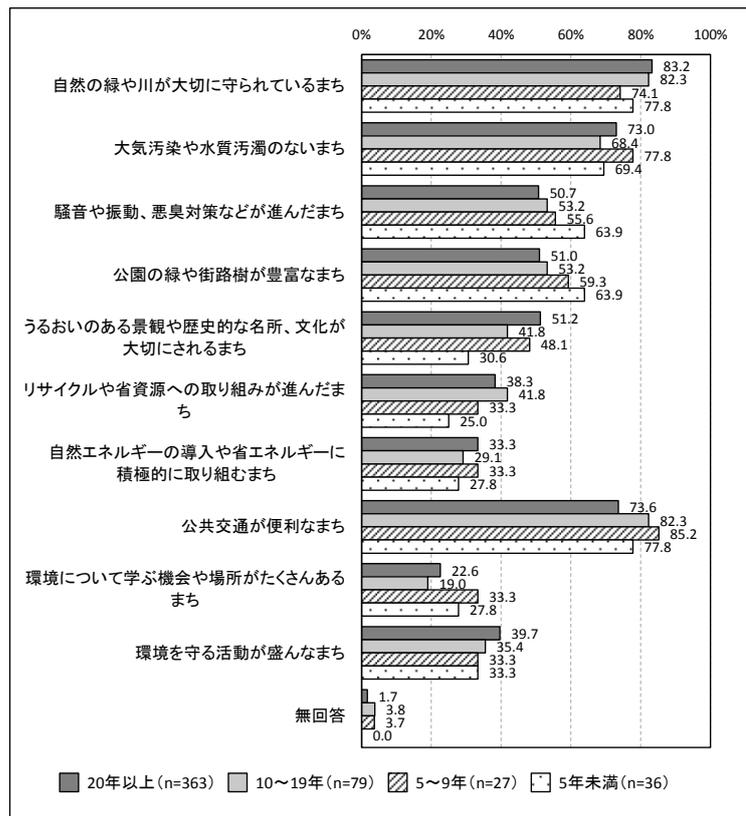
## ② 居住地区別

各項目に対して居住地区別の特徴をみると、橋本地区、山田地区、紀見地区、高野口地区では全地区の結果と大きな差は見られませんでした。隅田地区では「自然エネルギーの導入や省エネルギーに積極的に取り組むまち」が全体より10%以上高くなっていました。恋野地区では「騒音や振動、悪臭対策などが進んだまち」、「公園の緑や街路樹が豊富なまち」、「環境について学ぶ機会や場所がたくさんあるまち」、「環境を守る活動が盛んなまち」で10%以上低くなっていました。学文路地区では「公園の緑や街路樹が豊富なまち」、「環境を守る活動が盛んなまち」で10%以上低くなっていました。応其地区では「大気汚染や水質汚濁のないまち」、「騒音や振動、悪臭対策などが進んだまち」、「公共交通が便利なまち」が10%以上低かった一方、リサイクルや省資源への取り組みが進んだまちは全体より10%以上高くなっていました。



### ③ 居住年数別

各項目に対して居住年数別の特徴をみると、居住 20 年以上と 10～19 年では全体の結果と大きな差は見られませんが、居住 5～9 年では「環境について学ぶ機会や場所がたくさんあるまち」では、全体より 10%以上高くなっていました。また、居住 5 年未満では「騒音や振動、悪臭対策などが進んだまち」、「公園の緑や街路樹が豊富なまち」が全体より 10%以上高く、「うるおいのある景観や歴史的な名所、文化が大切にされるまち」、「リサイクルや省資源への取り組みが進んだまち」、「自然エネルギーの導入や省エネルギーに積極的に取り組むまち」が全体より 10%以上高く、「うるおいのある景観や歴史的な名所、文化が大切にされるまち」、「リサイクルや省資源への取り組みが進んだまち」は全体より 10%以上低くなっていました。



## 事業所アンケート調査結果

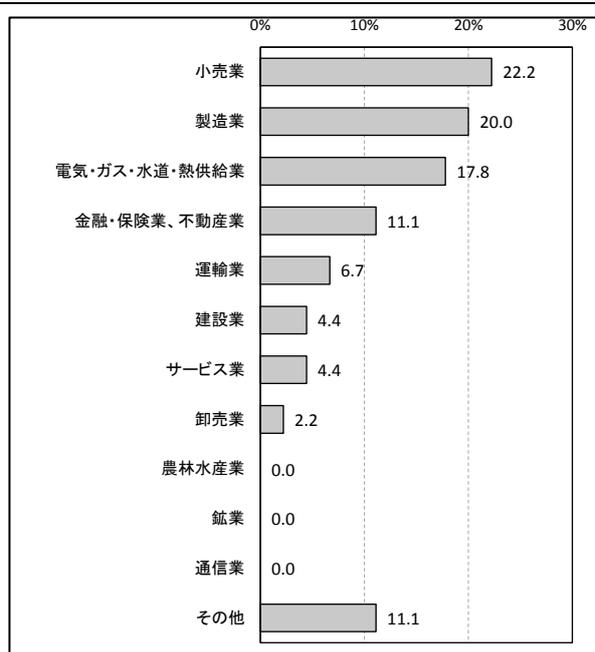
### ■ 実施概要

調査期間	平成 29 年 12 月 11 日 (月) ～12 月 25 日 (月)
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
配布数	100 部
回収数 (回収率)	45 部 (45.0%)

### ■ 回答事業所属性

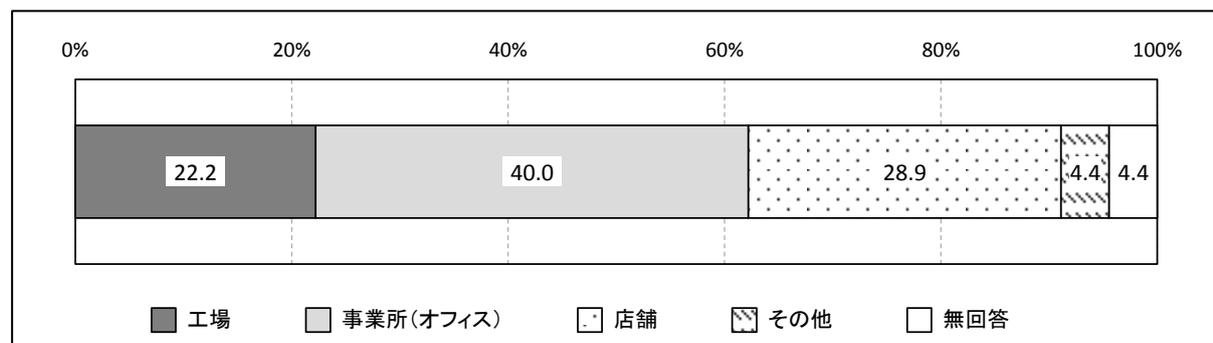
#### ➤ 業種

事業所の業種は「小売業」が 22.2%と最も多く、次いで、「製造業」が 20.0%となっています。



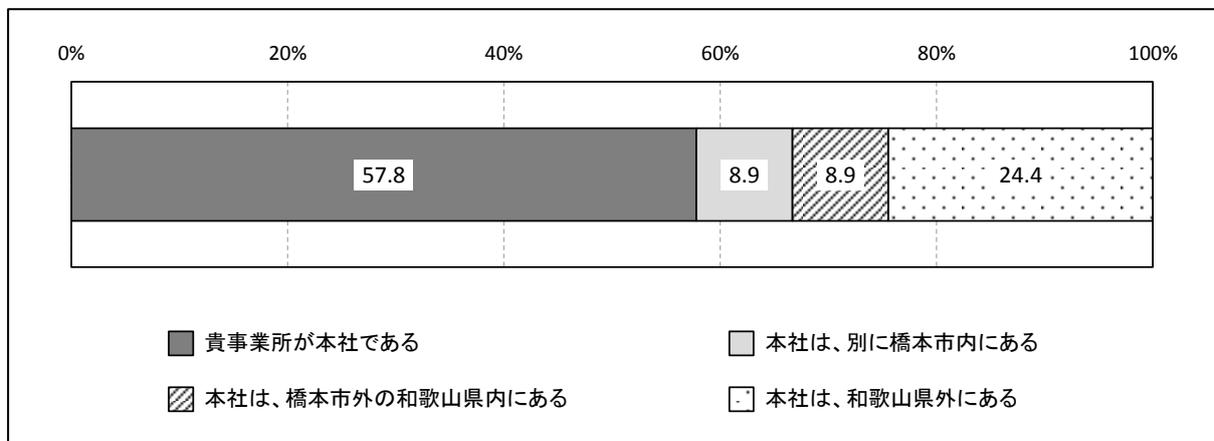
#### ➤ 事業形態

事業形態は、「事業所 (オフィス)」が 40.0%と最も多く、次いで「店舗」が 28.9%となっています。



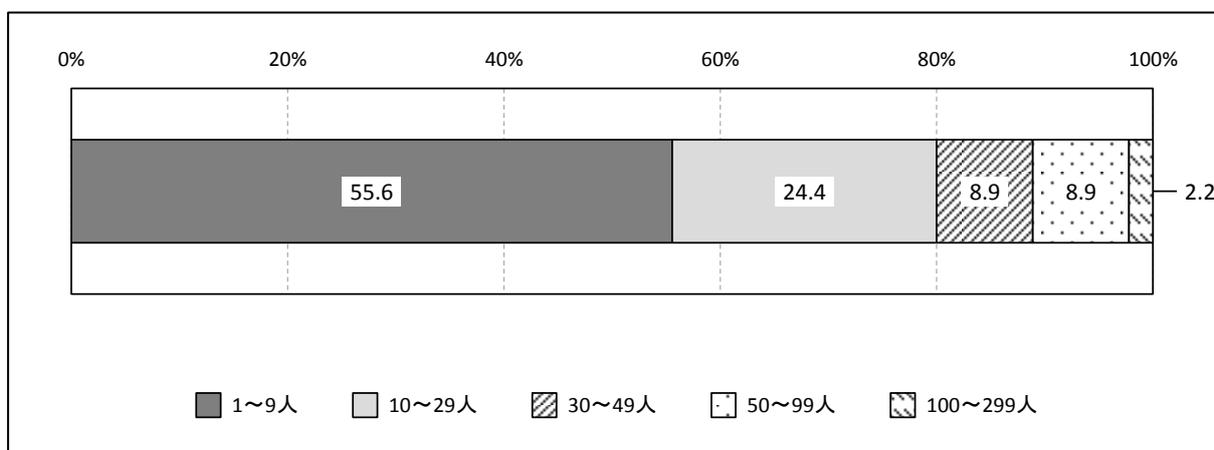
### ➤ 本社所在地

本社所在地は、「貴事業所が本社である」が57.8%と最も多く、次いで「本社は、和歌山県外にある」の24.4%となっています。また、橋本市内に本社がある事業所（「貴事業所が本社である」、「本社は、別に橋本市内にある」）は66.7%となりました。



### ➤ 従業員数

住教員数は、「1～9人」の小規模事業所が55.6%と最も多く、次いで「10人～29人」の24.4%となっています。また、従業員数が30人未満の事業所（「1～9人」、「10人～29人」）は80.0%となっています。



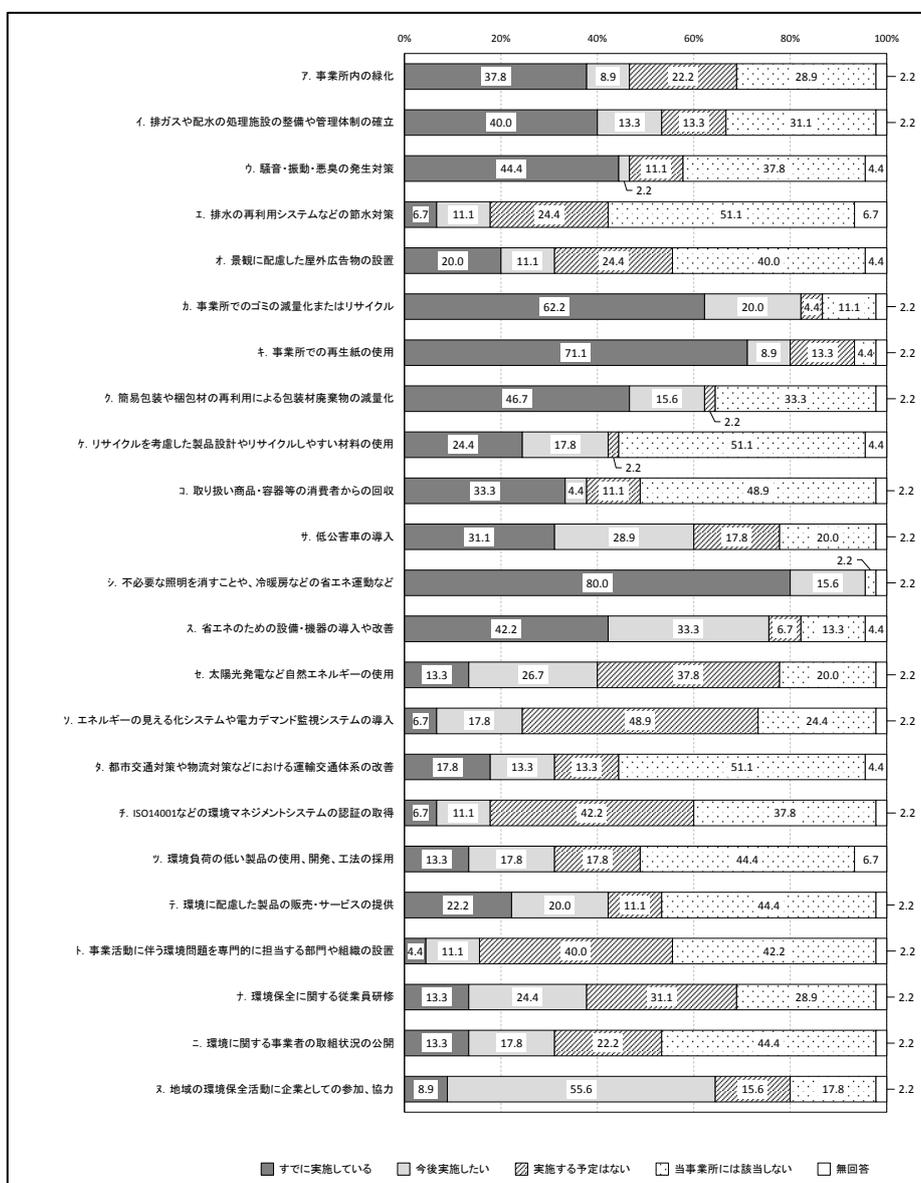
## ■ 集計結果

### ➤ 環境問題への取り組みについて

#### ◆ 環境に負荷をかけないための取り組みとしてどのようなことを行っていますか

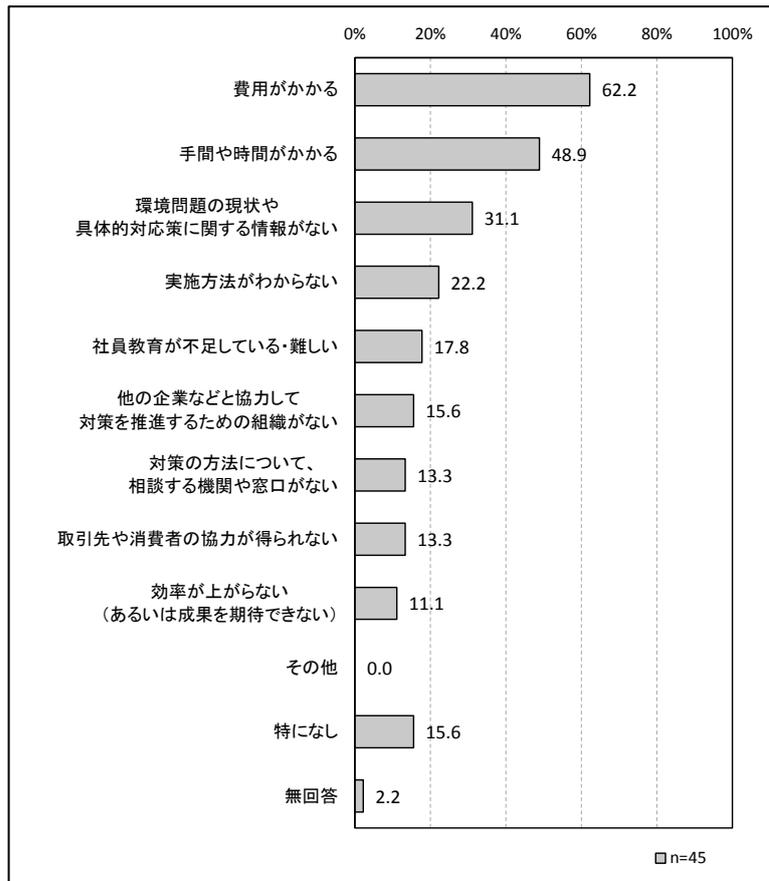
環境に負荷をかけないための取り組みとして行っていることについては、「事業袖のゴミの減量化またはリサイクル」、「事業所での再生紙の使用」、「不必要な説明を消すことや、冷暖房などの省エネ運動など」で、すでに実施しているが60%以上を占めており、多くの事業所に浸透していることが伺えます。

一方、「エネルギーの見える化システムや電力デマンド監視システムの導入」、「ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証の取得」、「事業活動に伴う環境問題を専門的に担当する部門や組織の設置」では4割以上の企業で「実施する予定はない」となっており、費用がかかったり組織改編を要するような取り組みについてはまだ取り組む企業が少ない傾向にあります。



◆ 環境問題への取り組みを行う上での問題点は何ですか

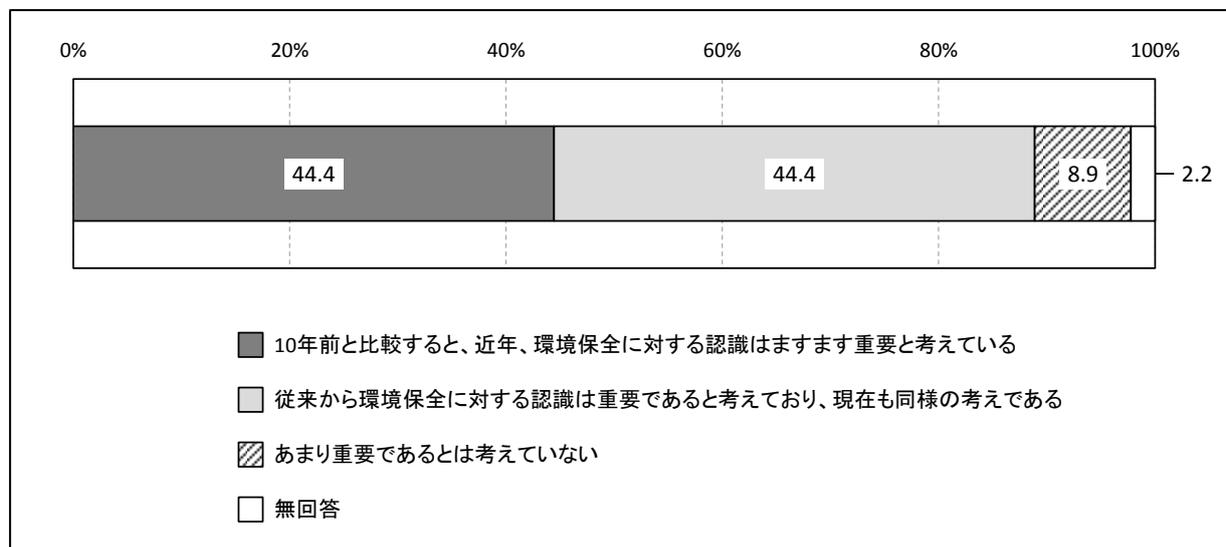
環境問題への取り組みを行う上での問題点は何かと質問したところ、「費用がかかる」が 62.2%と最も多く、次いで「手間や時間がかかる」の 48.9%となっています。



➤ 環境保全に対する考え方

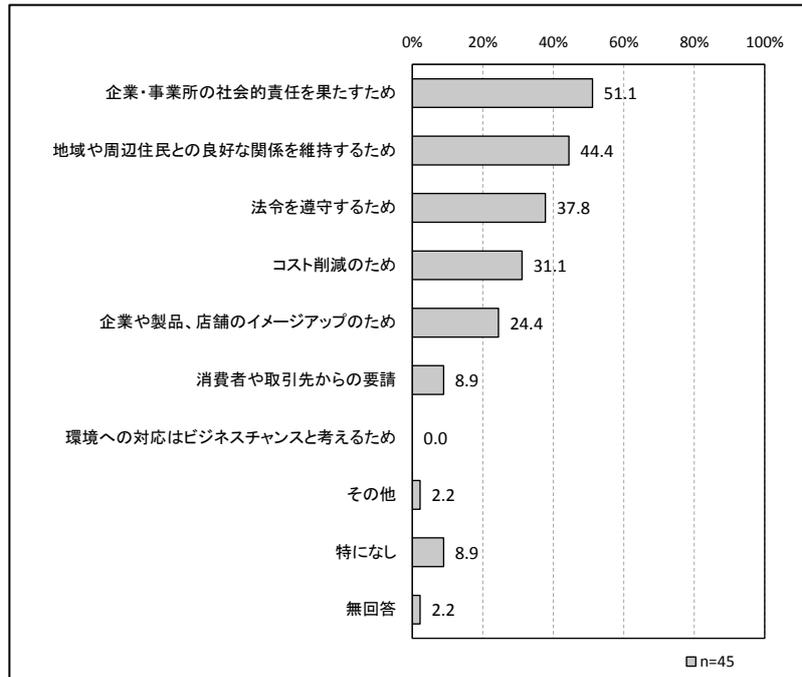
◆ 環境保全に対する重要性についてどのようにお考えですか

環境保全に対する重要性の認識について質問したところ、「10年前と比較すると、近年、環境保全に対する認識はますます重要と考えている」、「従来から環境保全に対する認識は重要であると考えており、現在も同様の考えである」がともに 44.4%で最も多く、現時点において環境保全に対する重要性を認識している企業は9割近くにのぼっています。



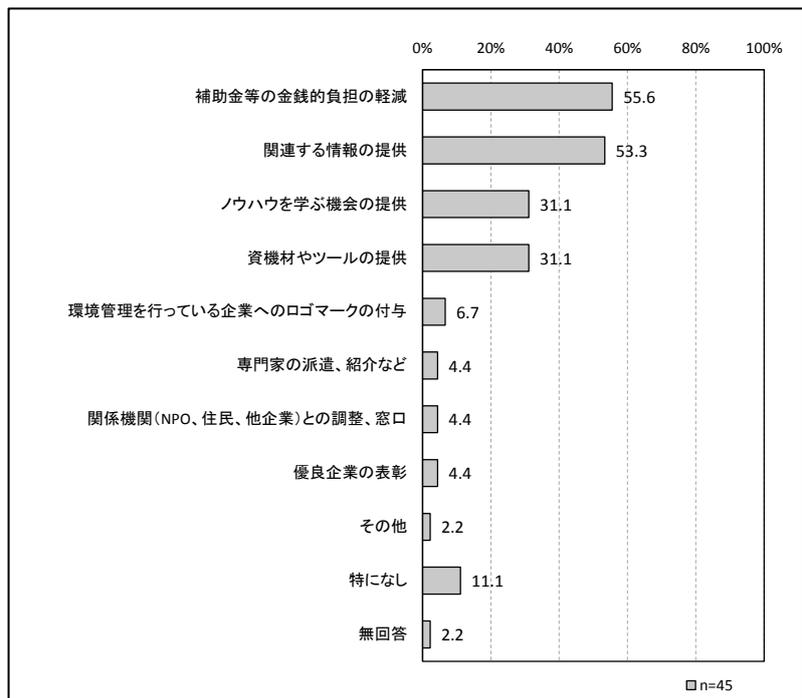
### ◆ 環境保全に取り組む理由はなんですか

環境保全に取り組む理由は何かと質問したところ、「企業・事業所の社会的責任を果たすため」が 51.1%と最も多く、次いで、「地域や周辺住民との良好な関係を維持するため」の 44.4%となっています。



### ◆ 環境保全にあたり、市に支援してほしい事は何ですか

環境保全にあたり、市に支援してほしい事は何かと質問したところ、「補助金等の金銭的負担の軽減」が 55.6%と最も多く、次いで「関連する情報の提供」の 53.3%となっています。



## 用語説明

### 【あ行】

#### アイドリングストップ

信号待ちや荷物の積み下ろしなどの駐停車時に、自動車のエンジンを停止させること。アイドリング時に消費する燃料を削減することができる。

#### 愛知目標

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP10)で採択された、「生物多様性を保全するための戦略計画2011-2020」の中核をなす世界目標。2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動をとることを目的としており、そのために求められる行動を20の目標としてまとめている。

#### 空き地・空き家

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地と定義されている。また、空き地・空き家のうち、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のもの、著しく衛生上有害となるおそれのある状態のもの、著しく景観を損なっている状態にあるもの、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のものを「特定空家等」と定義している。

#### アスベスト

石綿のこと。空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると肺癌や中皮腫の誘因となることが指摘されており、現在は一部の適用除外を除き、一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されている。

#### アダプト制度

道路や公園などの公共施設の一部の区域・空間を、住民・団体・企業などが責任をもって保守管理していく仕組み。

#### 一般廃棄物

法令で定められた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを指す。一般廃棄物は「生活排水」、「生活系ごみ」、「事業系一般廃棄物」に分類される

#### 違反転用

農地を農地以外のものにする場合に、政令で定める要件を満たさないもの。

#### エコドライブ

燃料の使用量を抑える燃費のよい運転方法。ふんわりアクセル、加速・減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、不要な荷物は降ろすことなどを実行することにより、燃料を節約することができる。

## エネルギーの見える化システム

エネルギー使用量をグラフや数字で「見える化」するシステム。エネルギーの利用実態が明らかになり具体的な改善方法を検討することができる。

## 温室効果ガス

地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収し、その一部を再放射することで気温上昇を起こす原因となる気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、フロン類（ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>））が規定されている。

## **【か行】**

### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べて、水質汚濁物質の削減率が極めて高い。

### 環境家計簿

一人ひとりが生活スタイルと環境負荷について気づき、環境にやさしいライフスタイルへ転換していくための一つの手段。電気やガスなどの使用量を「家計簿」のように記録していくことで、日々の生活でどれだけエネルギーを使っているかを「見える化」するもの。

### 環境基準

環境基本法に基づき、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められたもの。大気、水質、土壌、騒音について定めているが、振動については定められていない。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染について定められている。

### 環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続きと、その管理・運用の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

### 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

## 耕作放棄地

農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）において定義されている用語で、「所有されている農地のうち、過去1年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの」を示す。

## 固定価格買取制度

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付けるもの。電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力に比例した再エネ賦課金によってまかなうこととしており、電気料金の一部として国民が負担する。

## 【さ行】

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた材質や特定の業者から排出される廃棄物をいう。

### 生物化学的酸素要求量（BOD）

水質汚濁の汚染指標の1つで、水中の微生物が一定時間内（20℃で5日間）に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。この数値が高ければ高いほど水中の有機物の量が多いことを示す。河川の汚濁をはかる代表的な指標。

### 生物多様性

生物とその生息環境の多様さを表す概念。様々な生き物がいる「種の多様性」、同じ種の中の「遺伝子の多様性」、動物、植物、微生物などがおりなす「生態系の多様性」の3つのレベルの多様性がある。

## 【た行】

### ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物、PCB製品等が指摘されている。

### 代替フロン

オゾン層を破壊する特定フロンの代わりに使用されるフロン類似品。オゾン層を破壊する性質はないが、強力な温室効果を持つため地球温暖化に影響を与える。

### 単独処理浄化槽

し尿の処理のみを目的とした浄化槽。生活排水の処理はされず、水質汚濁の大きな原因となっている。

## 低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や浮遊粒子状物質、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。燃料電池自動車、電機自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などが該当する。

## 低炭素化

地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会づくりを行うこと。

## 電力デマンド監視システム

需用電力の最大値があらかじめ設定した目標値を超えそうになったとき、警報などで知らせるシステム。自動的に負荷設備を停止させたり、復帰させたりする機能があるものもあり、的確に最大需要電力（デマンド）の管理が行える。

## 特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものが指定される。特定外来生物は、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

## 都市公園

都市計画法に基づく公園または緑地で、国、自治体が設置する。都市公園法第2条では、園内に設けることができる施設を、休憩場、売店、便所、管理事務所、運動場、植物園・動物園など具体的に示している。

## 【な行】

### 農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等処理する施設。農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的としている。

## 【は行】

### パリ協定

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組み。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが合意された。

## ビオトープ

ドイツ語の生物を意味する bio と場所を意味する top の合成語で、野生生物が共存共生できる生態系を持った場所。近年では、都市その他の地域の植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる生物生息空間を保全、創出または復元した場所としてとらえられるようになっていく。

## 微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいう（粒径 2.5 μm 以下の微小粒子状物質）。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念され、日本では平成 21 年に環境基準が定められた。

## フロン類

炭素と水素の他、フッ素や塩素や臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。場合によって指す物質の範囲は異なる。冷媒や溶剤として 20 世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日ではモントリオール議定書をはじめ様々な国際協定・法律によって、先進国を中心に使用には大幅な制限がかけられている。

## 【や行】

### 有害鳥獣

イノシシ、カラス、ニホンザル、シカ、クマ、キツネなど人への直接的な被害及び農作物への食害など、人間生活に対し、生命的、経済的に被害を及ぼす動物の総称。法令により規定されているものではない。

### 遊休農地

農地法において定義されている用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地のことを指す。

### 用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、橋本市では 12 種類の用途地域が存在する。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が制限される。

## 【その他】

### 3R

「リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）」「リユース（Reuse：部品等の再使用）」「リサイクル（Recycle：使用済み製品等の原材料としての再利用）」の 3 つからなるごみ削減の取組。

## IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）との協力の下に、昭和 63 年（1988 年）に設立され、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的・技術的及び社会・経済的評価を行い、得られた知見を、政策決定者をはじめ広く一般に普及させることを目的としている。

## ISO14001

国際標準化機構（ISO）により定められた環境マネジメントシステムに関する規格。ISO14001 自体には、法的拘束力はなく、規格に沿った取り組みをするかどうかは、企業の自主的な判断に委ねられている。